TUMSAT-OACIS Repository - Tokyo

University of Marine Science and Technology

(東京海洋大学)

中国の食物アレルギー表示に対する消費者認識と対 応策

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2021-06-21
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 菊帕, 歓貝克
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://oacis.repo.nii.ac.jp/records/2156

修士学位論文

中国の食物アレルギー表示に対する 消費者認識と対応策

2020年度(2021年3月)

東京海洋大学大学院 海洋科学技術研究科 食品流通安全管理専攻

菊帕 歓貝克

修士学位論文

中国の食物アレルギー表示に対する 消費者認識と対応策

2020年度(2021年3月)

東京海洋大学大学院 海洋科学技術研究科 食品流通安全管理専攻

菊帕 歓貝克

Abstract

【背景と目的】

2011年4月、中国政府は北京市の地方標準DB11/Z521-2008を元に、国家食品表示基準GB7718-2011「包装済み食品の表示の一般基準」を発行し、2013年にアレルギー表示を開始することを推奨した。しかし、通則の施行から今まで約10年の間に、食物アレルギーを含む食品に食物アレルギー情報を表示した食品会社はごくわずかであり、その表示内容はさまざまな形式であるため、食物アレルギー表示は無秩序な状態であり、消費者は表示と表示の意図を理解することは難しい。

本研究の目的は、中国および諸外国の食物アレルギー表示と食品安全規制に関する調査と比較分析をふまえ、食物アレルギーと食物アレルギー表示に対する中国消費者の認識を明らかにすることである。さらに、諸外国の規制手段を参考に、中国の食物アレルギー表示管理の問題点を踏まえて対策を提案する。

【研究方法】

第一に、食品安全関連の文献を調査し、中国と諸外国の食物アレルギー表示規制の比較分析を行い、食品安全規制の概念とアレルギー表示規制方法を整理した。第二に、中国消費者に対する食物アレルギー表示への認識、態度、行動、および関連する知識のアンケート調査を実施し、食物アレルギー表示に対する消費者の認識を明らかにした。第三に、諸外国の食品安全規制の概念とアレルギー表示規制方法と中国消費者の調査結果から、中国の食物アレルギー表示管理の問題点と対策を提案した。

【結果と考察】

諸外国と中国の食物アレルギー表示規制に関する比較分析の結果、中国の食物アレルギー表示の規制はまだ推奨表示であり探索段階にとどまっている。先進国の規制から、科学的データに基づく規制、消費者の監督、国を超えた地域共通の規制、特定の食物の指定などを導入することで、中国の食物アレルギー表示規制は改善される可能性がある。

2020 年 12 月 16 日-26 日に中国の消費者を対象にオンラインアンケートを実施(有効回答 584 件、有効回答率 91.97%)、SPSSAU (Version 20.0)を用いて分析した結果、食物アレルギーについては回答者の 56.69% (n=331)が知っていた。回答者の 41.95% (n=245)は特定の食品がアレルギー反応を引き起こす可能性があることを明確に知っていた。回答者の 78.42% (n=458)は食物アレルギーが、蕁麻疹/喘息/嘔吐/下痢、さらにはショックなどのアレルギー反応を引き起こす可能性があることを知っていた。食品を購入する際包装に付いた食物アレルギー表示を引き起こす可能性があることを知っていた。食品を購入する際包装に付いた食物アレルギー表示を付けていない理由(複数選択)は、「関連する法律法規なし」(76.02% n=444)と「規制部門からの要求なし」(72.77% n=425)が主な理由として選ばれた。また、31.16% (n=182)が、食物アレルギー表示により食品の価格が上昇した場合は購入しないと回答した。

食品安全規制手法の選択と統合は、諸外国の経験を単に模倣することはできない。諸外国の規制と 消費者調査の結果を組み合わせ、中国の食物アレルギー表示管理の問題点を踏まえ、次の対策を提案する。法律規制手法の観点から、政府は諸外国の規制を参考に食物アレルギー表示の内容と要件を更新し、中国に適した解決策を見つける。行政規制手法においては、政府は規制監督部門の責任と管理を明確にし、中国の食品安全管理体系を完善させる。社会規制手法においては、政府は消費者の参加意欲を深め、食物アレルギーの予防における第三者機関の地位を向上させ、食物アレルギーの教育においてマスコミが役割を果たす。経済規制手法として、食物アレルギーを防ぐための市場参入メカニズムと食品会社の利益保証のための価格メカニズムを活用する。

目次

第1草 はじめん	ζ	1
1-1 研究情	景	1
1-1-1	中国における問題の提出	. 3
1-1-2	研究目的	. 3
1-2 先行码	开究	4
1-2-1	食品安全規制について中国の研究現状	. 4
1-2-2	食品安全規制について先進国の研究現状	. 5
1-2-3	食物アレルギー表示について中国の研究現状	. 5
1 - 2 - 4	食物アレルギー表示について先進国の研究現状	. 6
1-2-5	先行研究のまとめ	. 7
1-3 研究方	法	8
1-3-1	データソースと処理	. 8
1-3-2	論文全体の構成	. 9
第2章 食物ア	レルギー表示と食品安全規制	11
2-1 中国の	食品表示と食物アレルギー表示	11
	論と食品安全規制	13
2-2-1		13
2-2-2	食品安全規制	14
第3章 各国の	食物アレルギー表示管理	16
3-1 国/組織	&における食物アレルギー表示管理	16
3-1-1	米国における食物アレルギー表示の規定と管理	17
3-1-2	日本における食物アレルギー表示の規定と管理	18
3-1-3	欧州連合 (EU) における食物アレルギー表示の規定と管理	20
3-1-4	オーストラリアにおける食物アレルギー表示の規定と管理	21
3-1-5	韓国における食物アレルギー表示の規定と管理	23
3-2 国/組織	戦における食物アレルギー表示規制の比較分析	24
3-2-1	国/組織における特徴	24
3-2-2	中国への経験参考	25
第4章 食物ア	レルギー表示に対する中国消費者の認識の調査と分析	26
4-1 調査対	象	26
4-2 方法と	内容	26
4-2-1	調査方法	26
4-2-2	アンケートのデザイン	26
4-2-3	信頼性分析	27
4-2-4	妥当性分析	28
4-2-5	統計分析	28
4-3 結果		29
4-3-1	回答者属性	29
4-3-2	食物アレルギーへの認識	30

4-3-3	食物アレルギー表示への関心	37
4-3-4	購買行動	40
4-4 討論		43
4-4-1	食物アレルギーおよび関連内容の認識の分析	
4-4-2	食品包装への食物アレルギー表示に影響を与える理由の分析	44
4-4-3	食物アレルギー表示に関する関心程度の分析	
4 - 4 - 4	食物アレルギー表示により価格が上昇した食品の購入行動の分析	45
第5章 考察		46
5-1 結果		46
5-1-1	規制理論は中国の食物アレルギー表示の管理に適用できる	46
5-1-2	各国の食物アレルギー表示規制はそれぞれ長所がある	46
5-1-3	食物アレルギー表示に対する中国消費者の意識を提高する必要がある	47
5-2 中国の	食物アレルギー表示管理の問題点を踏まえた対策	47
5-2-1	法律規制手法の役割を十分に活用する	47
	行政規制手法の役割を十分に活用する	
5-2-3	社会規制手法の役割を十分に活用する	
5-2-4	経済規制手法の役割を十分に活用する	
5-2-5	総合的規制手法を活用する	53
第6章 おわりに		54
6-1 結論		54
6-2 今後の	課題	56
謝辞		57
参考文献		58
添付資料		62
1911/19		_
	図表目次	
図1 中国食物アレ	ンルギー表示はオリンピックが起源	11
図 2 [GB771-2011]	中食物アレルギー表示について内容	12
表 1 国内外食物7	アレルギー表示一覧表	16
表 2 中国と日本館	食物アレルギー表示比較	17
	E本情報	
	ノギーへの認識	
	類などの特定の食品が一部の人々にアレルギー反応を引き起こす可能性があることへ	
	ンギーはアレルギー反応を引き起こす可能性があることへの認識	
	、する際、包装に付く食物アレルギー表示への関心程度	
	i食品包装に食物アレルギー表示を付けていない理由	
表 4-7 食物アレル	ギー表示による食品価格の上昇が購買行動に与える影響	41

第1章 はじめに

1-1 研究背景

食物アレルギーは、国際社会が懸念している食品安全問題のひとつである。食物アレルギーは、時間とともに増加する病気として説明される。食物アレルギー患者は総人口の約2.5%に影響を与えると一般に認められているが、有病率は1%から10%の範囲で広く分布している¹。食物アレルギーの診断を行うためのさまざまな基準、調査方法、地域の違い、年齢、および食事への曝露など要因が含まれる。ヨーロッパでは、発生率は2.18%(英国)から0.07%(ギリシャ)の範囲である²。

現在、食物アレルギーはもはや単なる人の健康問題ではなく、WHO (World Health Organization)はそれを深刻な公衆衛生問題として特定している。食物アレルギーに対する特別な治療法はなく、アレルギー性食品との接触を避けることが最も効果的な方法である。食物アレルギー表示は多くの先進国で法制化されているが、アレルギー患者がアレルギー性食品の選択を避けることは依然として非常に困難である。さらに、国際貿易では、アレルギー性食品のリコールが食品リコール全体の主要であり、食物アレルギーも深刻な食品安全問題である。

食物アレルギーを管理する唯一の方法は、アレルギー反応を引き起こす食物を食べたり、触れたりしないようにすることである。アレルギー反応を誘発する食品は、単独食用または成分使用、微量であってもさえ食べられない。最も一般的なアレルギー性食品は牛乳、卵、小麦、魚、ナッツである。科学の進歩と経済の発展を通じ、ますます多く種類の食品が生産され、その中で、グルテンフリー食品などの新資源食品³が増えてき

¹ Alessandro Fiocchi, MD and Vincenzo Fierro, Education of Food Allergy, Posted: March 2017, WAO.

² Grimshaw KE, Bryant T, Oliver EM, et al. Incidence and risk factors for food hypersensitivity in UK infants: results from a birth cohort study. Clin Transl Allergy. 2016 Jan 26; 6:1

³ 新資源食品とは、新しい工芸での生産による原成分或いは構造が変化した食品原料である。

た。食品に使える原材料や成分をますます複雑になり、消費者は見た目から食物アレルギーが含まれているかどうかを知るのは難しいので、食品にはアレルギー反応を引き起こす原因となる原材料や成分を表示に明記する必要がある。消費者が買った食品でアレルギー成分を特定できず、食べた後にアレルギー症状を引き起こし、健康や生命に深刻な害を及ぼす。

2014年の「世界食品安全イニシアチブ」(GFSI)で、SGS は初めて「世界の食物アレルギー管理調査レポート」を発表し、同年に中国杭州で開催された「2014飲料産業技術交流フォーラム」(FBIF)で食物アレルギーの危険性の重要さを繰り返し述べた 4 。ヨーロッパは新規則 (EU) No. 1169/2011「消費者に対する食品情報の提供に関する規則」が導入され、すべての食物表示に 2014年 12月 13日までに食物アレルギーに関する情報を含める必要がある 5 。

2008年のオリンピックでは、北京は地方標準 DB11/Z521-2008「オリンピック食品安全-食物アレルギー表示」を発行した。これは、第 29 回オリンピックの食物アレルギー表示の原則と内容を初めて規定したものである。同年、広州のアジア競技大会では、「アジア競技大会食品安全-食物アレルギー表示」が公布され、基本的な内容はほぼ同じである。しかし、これらの地方標準はオリンピックとアジア競技大会の終わりとともに廃止された。

2011年4月20日、中国は国家食品安全基準 GB7718-2011「包装済み食品の表示の一般 基準」を公表した。新しい食品安全基準では初めてアレルギー表示を推奨表示として提 案した。しかし、一般基準の施行から何年間で、食品に、食物アレルギー情報を付けた 食品会社はごく僅かであり、且つ表示の内容が異なり、消費者にとって食物アレルギー 表示が乱雑になり、その表示の意図とそもそも意図を理解することは困難である。対照 的に、先進国には非常に完善な食物アレルギー表示規制がある。日本、欧州、米国、オーストラリア、ニュージーランドはすべて義務表示であり、絶えず改訂されてくる。

⁴ SGS TO HOST EXCLUSIVE SESSION ON FOOD ALLERGEN MANAGEMENT AT GFSI GLOBAL CONFERENCE 2014

⁵ 農林水産省「各国の食品・添加物等の規格基準」

1-1-1 中国における問題の提出

中国のニュースでは、食物アレルギー事件の報告があるが、食物アレルギーが大規模な致命的な事を引き起こしておらず、国民はそれにあまり詳しく知らないので、食物アレルギー事件は明らかに国民の注意を引くには不十分である。ただし、食物アレルギーは必ずしも高アレルギー性があるとは限らず、一部の人が一時的に低アレルギー状態になる可能性があるため、少数人で発生する食物アレルギー事件が今後集団事故に発展することは否められない。有る場合でアレルギー反応が高まり、食物アレルギーを引き起こす。現在、食物アレルギーに対する積極的で効果的な治療法はない。食物アレルギーを治すことは困難であるとさえ言えるので、食物アレルギーを予防することは、食物アレルギーを治療することよりもはるかに簡単である。

近年、「中国衛生健康統計年鑑」では、食源性疾病の発生件数が地域や場所によってほぼ増加しており、食源性疾病の一種である食物アレルギーがますます注目されている。しかし、その病因は独特であるため、食物アレルギーには、食中毒のような独立した監視および報告システムがなく、監視される食中毒から分離されていない。2014年-2019年の「中国衛生健康統計年鑑」から判るのは、2013年から2018年まで、原因不明の食源性疾病の事件数は188件から2957件になり、患者数は3170人から17000人になり、40.4%の患者構成は原因不明の食源性疾病とされている。

中国はどのアレルギー性食品に表示を付ける必要があるか? 表示を付ける方法は? 中国の人口における食物アレルギーの基本的なデータサポートの欠如は、中国の食物アレルギーの表示管理に深刻な影響を及ぼしている。

1-1-2 研究目的

食品安全規制の理論に基づき、いくつかの国/組織の食物アレルギー表示管理に関する調査と分析に基づき、食物アレルギーと食物アレルギー表示に対する中国消費者の認識を明らかにする。またさまざまな規制手段を参考し、中国の食物アレルギー表示管理ため、問題点を踏まえて対策を提案する。

⁶ 中国国家統計局「中国衛生健康統計年鑑」、2013年-2018年

1-2 先行研究

公衆衛生の分野で健康に影響を与える重要な問題の1つとして、食物アレルギー問題は世界中でますます注目を集めていく。海外の先進国では、食物アレルギーの予防の重要性をより明確的に理解しており、食物アレルギーの予防における食物アレルギー表示の有効性についてはっきりと決定する。

2020年1月17日に中国国家統計局が発表したデータによると、中国大陸の総人口は 2019年に14億人を超え、公式には世界初の14億人を超える国になった⁷。世界で最も人 口多い国である中国は、食物アレルギーに向け、まだ研究と解決が必要な問題がたくさ んある。

中国では大規模または重大な食物アレルギー事件は発生していないため、食物アレルギーの予防の重要性は十分に理解されておらず、食物アレルギーの予防に遅れをとっている。食物アレルギーの予防では、中国の国情に応じる食物アレルギー表示の規制を求め、さまざまな食品安全規制の組み合わせおよび最適化をする。それは中国における食物アレルギー表示の効果的な規制と食物アレルギーの予防のための手段を提供できる。

1-2-1 食品安全規制について中国の研究現状

規制手法運用の必要性に関して、王ら(2014)の研究は、中国政府は現在機能転換の段階にあると考えている⁸。中国の政府規制の実現活動とそれに対応する制度の取り決めは根回しの過程にあり、市場運営のパフォーマンスに関連し、同時に環境保護、健康、安全などの多くの社会分野で、マクロコントロールとの併用手段として、政府規制は政府の重要な機能の一つになりつつある。彭ら(2009)は、食品安全問題は生産者、消費者、規制部門(監督部門)の間に存在し、6種類のゲーム関係を形成すると信じている⁹。その中で、大きな役割を果たす2つは、生産者と消費者、および規制部門(監督部門)の間である。

⁷ 国務院報道弁公室,「2019年国民経済運営記者会見」,2020年1月17日開催

⁸ 王愛君, 孟潘,「外国政府規制理論研究の進化の糸と啓蒙」 [J]. 山東工商学院ジャーナル,2014,01:109-113.

⁹ 彭述輝,陳芸勤,「食品安全情報管理のゲーム理論と分析」[J].安徽農業科学,2009,10:4728-4730+4733.

規制手法の運用要件と保証条件に関して、崔ら(2011)は、科学性がある政府の規制理論と実践のみが政府の目標を達成できると信じる¹⁰。科学を無視すると、政府の規制目標を議論することはできない。劉ら(2009)は、良好なパフォーマンス評価は食品安全規制部門の評価指標の一つであり、消費者が食品安全レベルを評価するための客観的な基礎を提供すると信じる¹¹。また、食品安全規制部門が食品安全保証をさらに計画する途中、信頼できる参考書になる。

1-2-2 食品安全規制について先進国の研究現状

「規制」は、日本人の学者による英語の REGULATION「レギュレーション」の精巧な通訳であり、中国学者はそれを「管制」または「監管」に通訳する。規制理論の発展は、主に3つの段階、すなわち規制公益理論(Owen Brautigan,1978)規制俘虜理論(Wesley Magat,1981)および規制経済理論(Stigler,1971)である。1990年代、植草益「公的規制の経済学」(1991)と Sprague (1998)は規制を定義および分類し、規制の理論は経済学、法律、政治学で広く使用された¹²。2014年、フランスの経済学者ジャン・チロール(Jean Tirole)は寡占規制の理論に関する研究(Market Power Regulation)でノーベル経済学賞を受賞し、彼の理論は「新規制経済理論」と呼ばれている。彼の観点から規制とは、特定の社会を構成する個人の活動および特定の経済を構成する経済主体を特定の規則に従って制限する行為である。

1-2-3 食物アレルギー表示について中国の研究現状

食物アレルギー表示の重要的な役割を認識に関して、劉ら(2007)は、消費者は食品の形状を観察することで食物アレルギー性を理解できないと信じ、消費者がアレルギー

5

¹⁰ 崔徳華, 政府規制の管理的側面について[J].福建論壇(社会化学版),2011,05:150-155.

¹¹ 劉録民, 食品安全監督表現評価方法の調査[J]. 広西大学ジャーナル(哲学および社会科学版), 2009, 4:5-9

¹² 植草益「公的規制の経済学」(1991)

を特定することがますます困難になっている¹³。消費者が食物アレルギー表示を認識し、 食後にアレルギーを起こすのを防ぐため、食品包装にアレルギー表示する必要がある。

食物アレルギー表示基準の促進に関して、李ら(2009)は、北京オリンピックの食物 アレルギー表示基準の制定根拠について説明した。欧米の制度の流用でなく、中国に合 わせた制度の必要性を指摘した¹⁴。鄭ら(2016)は、日本における食物アレルギー制度の 制定プロセス、規制の範囲、食物アレルギー表示付け方法、偽表示の処罰、および食物 アレルギーの検出方法は、中国が食品表示法律の制定に参考になると指摘した¹⁵。

1-2-4 食物アレルギー表示について先進国の研究現状

食物アレルギー表示の実装問題に関して、SHETH (2010) は、カナダで調査を実施した後、消費者の信頼、コンプライアンスを高め、偶発暴露を減らす、明確的な一貫的な食物アレルギー表示を作成しと消費者教育レベルを改善すると組み合わせが必要と考える16。

食物アレルギー問題は全球規模の重要的な食品安全問題に関して、GENDEL (2012) は、アレルギーを持つ消費者の規制リスク戦略は、主に表示を通じて食物アレルギーの存在情報を提供することに焦点を当てると指摘した¹⁷。

食品表示との政府規制の焦点に関して、KATRINA (2014) は、食物アレルギー表示の管理は政府規制の焦点になっていると考える。 強制的な食物アレルギー表示は、消費者の

14 MENG LI, FOOD ALLERGEN LABELING DURING THE 2008 BEIJING OLYMPICS AND PARALYMPICS AND BEYOND, trend in Food Science & Technology 20 (2009), 100-102, 筆者訳「2008 年北京オリンピックおよびパラリンピックおよびそれ以降の食物アレルギー表示」

¹³ 劉雪涛, 食品表示にアレルギー成分の明示に関する議論[J]. 中国標準化, 2007, 12:19-22.

¹⁵ ZHENG YING, et.al, Management of food allergens in Japan and its revelation for China[J]. Food Science, 2016, 37(3):253-257. 筆者訳「日本における食物アレルギーの管理と中国への啓示」

¹⁶ Sheth SS, Waserman S, Kagan R. Role of food labels in accidental exposures in food-allergic individuals in Canada. Annals of Allergy Asthma & Immuno-logy [J], 2010, 104(1):60-65.

¹⁷ Gendel SM. Comparison of international food allergen labeling regulations. Regulatory
Toxicology and Pharmacology [J], 2012, 63(2):279-285

食品安全性を向上させる効果があり、自発表示(アレルギー防止表示)は、幅広い食品 包装に使用されていたと指摘した¹⁸。

1-2-5 先行研究のまとめ

食品安全規制に関して、外国研究者の研究が理論から実用化研究に移行していることがわかった。しかし、中国学者の食品安全規制に関する研究は、規制理論がどのように国情に適合しているかに主に焦点を当てている。同じことが理論と実践の効果的な組み合わせと相互促進が海内外学者の主要内容である。異なるのは、中国学者の研究は実践に理論の指導効果に焦点を当てているのに対し、海外学者の研究は理論の実践テストに焦点を当てているということである。

食物アレルギー表示の研究に関して、海外学者の研究焦点は、食物アレルギー表示が 食物アレルギーの予防の役割をよりよく果たすことができる方法を探ることになる。中 国学者は、食物アレルギー表示は予防のための重要性には彼らの研究の焦点を当ててい る。この区別は、食物アレルギー表示に関する国の規制に関連する可能性がある。

中国の人々の生活水準の向上に伴い、消費者は食品の安全性にますます注目するようになっている。しかしながら、現在の中国の食品安全状況は非常に厳しく、消費者の食品安全への需要の高まりと比較し、中国の食品安全供給は非常に不十分である。問題の核心は、深刻な情報が非対称であることであり¹⁹。それが食品安全市場を失敗に追いやっている。食品安全の需要と供給のバランスを達成するための合理的かつ経済的な方法は、政府の規制と市場のインセンティブを組み合わせることにより、市場における食品安全情報の供給を強化することである。したがって、中国の消費者による食品安全に関する外部情報の受け入れを研究することは、理論的および実用的な重要な意味を持っている。

¹⁸ Katrina JA, Paul JT, Ruby P. Precautionary labelling of foods for allergen content: Are we ready for a global framework? [J]. World Allergy Organization Journal, 2014, 7(1):10.

YAN Rui, LI Kun, CHENG Jing-min, et al. Awareness of food allergen labeling among the public in China[J]. Chinese Journal of Public Health, 2016, 32(2): 159-162

1-3 研究方法

A 文献調査

国内外のデータベース、食品安全規制理論、食品表示などに関する関連文献資料を検索し、食品安全、規制理論に関する関連書籍を研究することにより、食物アレルギー表示規制と併せて中国の規制手法を分析し、基礎を築く。

B比較分析

中国と一部の国の規制と予防方案の比較分析、そこから海外の管理概念と予防方法を学び、中国国情に適した食品安全規制を探索する。

Cアンケート調査

文献を参照し、自分で食品安全アンケートを設計し、消費者の食物アレルギー表示に 対する意識を理解し、対策の提案を行うために、消費者の知識、態度、行動および関連 する知識に関する特別な調査する

D統計分析

得られたデータに対して統計的観点と実際の状況を組み合わせて、データの背後にある実際的な重要性を明らかにする。

データ処理は主に記述統計分析とクロス分析にする。

1-3-1 データソースと処理

文献データは、米国の食物医薬品局、日本の消費者庁、欧州委員会、オーストラリア およびニュージーランド食物規格庁、韓国食品医薬品安全庁のウェブサイトに公開され ている食物アレルギー表示の公式データに基づいてものである。

アンケート調査データは、2020年12月に実施された食品安全アンケートからのものである。 2020年12月16日-26日、中国の消費者を対象として、オンラインアンケートの形で調査した。食物アレルギーとその表示に対する消費者の認識、態度、購入を調査および理解し、包装済み食品に食物アレルギー表示をつけると、消費者認識の違いに影響を与える要因を分析する。インターネット(中国のプラットフォーム)でアンケートを

配布し、合計 635 件のアンケートを受け取りし、スクリーニング後、584 件のアンケート が有効で、有効率は 91.97%になる。

データ処理は SPSSAU「バージョン 20.0」を使用し、Cronbach α 係数 (クロンバックの α 係数) 分析、統計的記述分析、および調査データのカイ二乗検定を実行する。 WORD を 使用し、調査データの目視検査を容易にするために、調査状況を表図の形式で表示する。

1-3-2 論文全体の構成

本論文は6つに分かれている。

第1章は序論になり、研究背景・先行研究および研究目的方法である。現実生活で無視されている食物アレルギーの観点から、解決すべき問題を提起し、食物アレルギーを予防するための食物アレルギー表示の重要性と関連する理論を繋がる。国内外の関連研究のレビューでは、中国国内および外国の学者による食品表示、食物アレルギーおよび食物アレルギー表示の重要な役割に関する研究について論じており、これは論文の視点の蓄積の基礎を提供する。研究方法は、比較分析法を用いて、歴史的文書を読み、一部の国の食物アレルギー表示規制を合理的に分析し、関連する理論を蓄積することである。アンケートを使用して中国の消費者の食物アレルギーの知識を調査し、SPSSAUを使用してアンケート調査からのデータの簡単な紹介と合理的な処理分析する。この論文の視点は、食物アレルギーと食品安全規制の組み合わせにある。

以下、第2章では、食物アレルギー表示と食品安全規制を調査した結果を述べる。食物表示と食物アレルギー表示、規制理論と食品安全規制の議論を通し、食物アレルギー表示の規制の理論的基礎が築かれる。

第3章では、いくつかの国/組織での食物アレルギー表示の管理である。いくつかの先 進国での食物アレルギー表示管理の説明に基づき、比較分析が行われ、各国の特徴と中 国が学ぶことができる経験が描かれる。

次に、第4章では、中国の消費者における食物アレルギーの認識の調査と分析である。アンケートを使用し、消費者向けの食物アレルギー表示の内容を調査し、食物アレルギーおよび食物アレルギー表示に関する中国の消費者の認識を理解し、既存の問題を絞る。

第5章では、中国での食物アレルギー表示の実施を改善するための対策と提案である。調査結果で見つかった問題に対応し、食物アレルギー表示を付けるための基礎を提供するために、対応する食品安全規制の推奨事項を提案する。

第6章では、前述したとおりであるが、中国での食物アレルギー表示現状における課題と今後の方向性につながることを期待したい。

第2章 食物アレルギー表示と食品安全規制

2-1 中国の食品表示と食物アレルギー表示

中国は、食物アレルギー表示に関する規制や基準の制定が欧米や日韓より遅れ、2008年から開始した。それ以前は、関連する食品表示基準に食物アレルギー表示の要件を策定されなかった。

2008 年、第 29 回北京オリンピックの時に、北京市は地方標準 DB11/Z521-2008「オリンピック食品安全-食物アレルギー表示」を発行し、北京オリンピックの食物アレルギー表示基準の原則と内容を規定した。これは、アレルギー表示に関する中国初の標準である。同年、広州のアジア競技大会では、「アジア競技大会食品安全-食物アレルギー表示」が公布され、基本的な内容はほぼ同じである。しかし、これらの地方標準はオリンピックとアジア競技大会の終わりとともに廃止された。

図1中国食物アレルギー表示はオリンピックが起源20

DB11/Z 521-2008

由两种或两种以上的其他配料构成的复合配料,如含有5.2.3中所倒举的配料,应在配料表中标示 复合配料的名称,再在其后加括号,按加入量的递减顺序逐一标示复合配料的原始配料。示例见附录A 5.2.3 以下配料可能导致过敏反应,应始终对这些配料加以标示:

- 一含有谷蛋白的谷物(小麦、面筋、荞麦、黑麦、燕麦、斯佩耳特小麦或它们的杂交品系及其产品);
- ——甲壳类、贝类动物及其产品(虾、蟹、蛤、牡蛎、扇贝等):
- ——蛋类及蛋类产品(鸡蛋,鸡蛋清,鸡蛋黄等);
- ——鱼类及鱼类产品、海产品(鳕鱼、金枪鱼、三文鱼、鱿鱼等);
- 花生、大豆、芝麻及其产品;
- ——乳及乳制品(牛奶、奶酪、奶油等);
- ——木本坚果及坚果类产品(榛子、开心果、腰果、核桃、杏仁等);
- ——蔬菜、水果、食用菌(芹菜、胡萝卜、扁豆、豆芽、苹果、猕猴桃、草莓、桃、桔子、芒果、 荔枝、桂圆、红毛丹、蘑菇等);
- ——调料(味精、芥末、咖喱、黑胡椒、辣椒、花椒、小茴香、孜然等);
- ——10ng/kg 或更高浓度的浓缩亚硫酸盐。
- 5.3 在加工过程中可能带入的花生、鸡蛋、虾、牛奶、坚果、鱼、贝类、大豆和小麦也应提示。

1クパテン含有シリアルとその製品 (小麦、ライ麦、大麦、オート麦、スヘパト小麦ま たはそれらの交配種など)

- 2甲殻類とその製品(エビ、ロフズター、カニなど)
- 3 魚類とその製品
- 4卵類とその製品
- 5落花生とその製品;
- 6大豆とその製品。
- 7乳およひ乳製品(乳糖を含む)
- 8ナッツ類とその製品
- 9調味料 (ワサビ、ペッパー、クミンなど) 10亜硫酸塩 (10mg/kg 以上含むものに限る)

²⁰ 北京地方標準 DB11/Z521-2008「オリンピック食品安全-食物アレルギー表示」(2008) 北京市政府

2011年4月、中国政府は北京市の地方標準 DB11/Z521-2008 を元に、GB7718-2011 「包装済み食品の表示の一般基準」という国家食品表示基準を発行した。GB7718-2004 「包装済み食品の表示の一般基準」と比較し、新しい食品表示基準では初めて食物アレルギー表示を推奨表示として提案した。

中国の現在の GB7718-2011「包装済み食品の表示の一般基準」では、食品表示を食品包装に関する単語、グラフィック、記号、およびすべての説明として定義する²¹。一般規則には関連するアレルギー性食品が記載されているが、食物アレルギー表示の正確な定義はない。その規則によれば、成分表でアレルギー反応を引き起こす可能性のある食品およびその製品を、成分表の内部あるいは近く所に、わかりやすい名前またはリマインダーを使用すると理解できる。

図 2 [GB771-2011]中食物アレルギー表示について内容²²

六十二、关于致敏物质的标示

食品中的某些原料或成分,被特定人群食用后会诱发过敏反应,有效的预防手段之一就是在食品标签中标示所含有或可能含有的食品致敏物质,以便提示有过敏史的消费者选择适合自己的食品。本标准参照国际食品法典标准列出了八类致敏物质,鼓励企业自愿标示以提示消费者,有效履行社会责任。八类致敏物质以外的其他致敏物质,生产者也可自行选择是否标示。具体标示形式由食品生产经营企业参照以下自主选择。

致敏物质可以选择在配料表中用易识别的配料名称直接标示,如:牛奶、鸡蛋粉、大豆磷脂等;也可以选择在邻近配料表的位置加以提示,如:"含有……"等;对于配料中不含某种致敏物质,但同一车间或同一生产线上还生产含有该致敏物质的其他食品,使得致敏物质可能被带入该食品的情况,则可在邻近配料表的位置使用"可能含有……"、"可能含有微量……"、"本生产设备还加工含有……的食品"、"此生产线也加工含有……的食品"等方式标示致敏物质信息。

内容概要:アレルギー反応を引き起こすやすいの食品またはその製品が加工プロセス に持ち込まれる可能性がある場合は、成分表の近くに表示する必要がある。例 'xxx を含 む可能性がある'など文字で表示される。

この規則は、国際食品基準委員会が設定した8つアレルギー成分によって、消費者に 社会責任を効果的に果たすように、企業が自主表示を推奨する。8種類のアレルギー成分 以外の他は、表示を付けるかどうかを自由選択することもできる。

²¹ GB7718-2011「包装済み食品の表示の一般基準」(2011 年 4 月)衛生行政部門公表

²² GB7718-2011「包装済み食品の表示の一般基準」2011 年 4 月衛生行政部門公表

2-2 規制理論と食品安全規制

2-2-1 規制理論について

「規制」は、日本人の学者による英語の REGULATION を「レギュレーション」に通訳であり、中国学者は通常にそれを「政府規制」、「管制」または「監管」に通訳する。規制の実践が長い歴史があるけれども、規制理論の研究は、1970 年代以降まで、最初はミクロ経済学および産業組織理論に存じる。規制経済学は徐々に産業組織理論から分離し、比較的な独立分野になった²³。

現在、規制経済学は経済学で最も急速に成長している分野の1つになった。特に現代の市場経済理論の確立により、政府介入の作用は一般的に認識されており、代わりに政府介入の幅さと深さの問題が議論の焦点である²⁴。

従来的に、2つ規制方法があり、費用計算ルールに基づく費用規制方法と、ラムジー価格(Ramsay Price)の設定ルールに基づくラムジーボバード規制方法である。規制における情報の非対称性問題を無視しているため、適切なインセンティブを提供できない。一般的に、規制された独占企業は、運営費用に関する私蔵情報を持っており、常にこの情報を隠す意欲が湧くため、規制当局が精確な費用情報を入手することは困難である。この環境では、上記の2つの方法はインセンティブの歪みをもたられると思う²⁵。

2014年、フランスの経済学者ジャン・マルセル・ティロール(Jean Tirole)は寡占規制の理論に関する研究「市場の力や規制についての分析」(Market Power Regulation)でノーベル経済学賞を受賞し、彼の理論は「新規制経済理論」と呼ばれている。1993年で、ジャン・マルセル・ティロールとジャン、ジャック・ラフォン(フランス経済学者)は

²³ Xu Huishi, Law Reform and Results Analyze of the Social Regulation, Hebei Law, 1002-3933 (2006) 07-0057-03 (2006)

²⁴ Yu Li, Xiao Xingzhi. Overview of the Development of Regulation Theory [J]. Research on Financial Issues, 2001, 01:17-24

²⁵ 謝地. 政府規制経済学[M], 北京高等教育出版社, 2003 年

「A Theory of Incentives in Procurement and Regulation」(筆者訳:政府の調達と規制におけるインセンティブ理論)(MIT Press, 1993)を共著した。

2-2-2 食品安全規制

世界保健機関 (WHO) は 1948 年の WHO 憲章で、WHO が食品安全に関連する特別な責任を負うことを規定している。1. 政府が食品安全に関連する医療サービスを強化するのを支援する。2。栄養、衛生設備および環境衛生の改善を促進し、国際的な食品基準を策定する。3。消費者の食品安全を促進するのを支援する²⁶。

米国は、合衆国法典第 21 編第 9 章にある食品部分で提出するのは、食品安全および戦略は、食品安全委員会が運輸長官、財務長官、その他の関連する連邦機関、食品業界、消費者および生産者グループ、科学組織、および各州と協商することであり、内容は食糧供給に対する、リスクコミュニケーションとテロ生物的な脅威への対応のための教育戦略を形成する。このような戦略により、食品加工、生産施設、輸送方法の技術と手順、対応と通知の手順、公共リスクの伝達と評価への対処が確実保証される²⁷。

欧州委員会の食品安全政策の主な目標は、食品業界(ヨーロッパ最大の製造業および雇用部門)が人間の健康を高いレベルで保護することを保証することである。欧州食品安全庁(EFSA)は、欧州食品の安全を確保するために、リスク評価とリスク管理を独自に完成する。食品安全には、最低限の衛生要件を確立するための法律が必要であり、地方政府は食品会社に規制を遵守させる必要があり、食品会社はHACCPガイドラインに従い、食品安全プログラムを実施する必要がある²⁸。

日本の「食品衛生法」は、国民の健康の保護を図ることを目的とする、農林水産物の生産から食品の販売に至るまで、国内外の一連の食品流通段階に関連するすべての要素が食品の安全に影響を与える可能性があると規定している。食品の安全を保証する必要のために食品流通各段階の安全性を確保する。責任がある主体には、国家、地方公共団

²⁶ World health Organization. The Constitution of World health Organization[Z].1946

 $^{^{27}}$ The United States Congress. United States Code [EB/OL]. (2010) [2015-9-21].

²⁸ European Commission. Food Safety: Overview [EB/OL]. [2015-9-21]

体、食品相関業者が含まれ、同時に消費者は食品の安全性を確保する上で積極的な役割を果たす必要がある²⁹。

オーストラリア・ニュージーランド食品基準機関(FSANZ) は、オーストラリア・ニュージーランド食品基準法典を作成した。オーストラリアに適用される規制の1つは、食品安全表示の目的は、安全と適切な食品のみがオーストラリアで販売されることである。食品事業者は、食品が食品安全基準のすべての要件を満たしていることを確認する必要がある。患者、ケア必要な高齢者、子供や傷つきやすい人々などの特殊なグループに食品サービスを提供する食品会社は、認定および監査された食品安全計画に従って活動を実施する必要がある³⁰。

中国の新たに改正された「食品安全法」の第百五十条で、「食品安全」とは、「食品が無毒、無害で、しかるべき栄養の要件を満たし、人体の健康にいかなる急性、亜急性または慢性の危害を引き起こさない食品であることを指す」と定義された。また、第三条は食品の安全性を確保するための規定についてであり、「食品安全業務は、予防を主とし、リスク管理、全行程管理、社会的共同管理を実行し、科学的で、厳格な監督管理制度を構築する」と規定されている³¹³²。

29「厚生労働省ホームページ」食品衛生法

³⁰ Food Standards Australia New Zealand, Food allergies.

³¹ 中華人民共和国食品安全法(主席令第二十一号),

³² 中華人民共和国食品安全法改正全文(仮訳)、2015年11月、日本貿易振興機構(ジェトロ)

第3章 各国の食物アレルギー表示管理

3-1 国/組織における食物アレルギー表示管理

表1国内外食物アレルギー表示一覧表33

国(組織)品目	CODEX	日本	EU	米国	カナダ	豪州 ニュージーラ ンド	中国	韓国	タイ
グルテン 含有穀 類	•	●: 小麦	•	•	•	•	A	•	•
卵	•	•	•	•	•	•	A	•	•
乳	•	•	•	•	•	•	A	•	•
ピーナッツ	•	•	•	•	•	•	A	•	•
甲殼類	•	●: エビ、カニ	•	•	•	•	A	•	•
魚類	•	▲: さけ、そば	•	•	•	•	A	•	•
大豆	•	A	•	•	•	•	A	•	•
ナッツ類	•	▲: くるみなど	•	•	•	•	A	•	•
そば		•						•	
フルーツ		▲: オレンジな ど						•	
肉類		▲: 牛肉など						•	
その他	● 10mg/kg 以上の亜硫 酸塩	▲アワビ、イカ、 いくら、ごま、 松茸、やまいも、 ゼラチン	●: ゴマ、セロリ、マスタード、ハウチワマメ、10mg/kg以上の亜硫酸塩	•	●: ごま、 貝類、ママスタード、 10mg/kg 以上の亜 硫酸塩	ごま、花粉、 プロポリス、ローヤルゼリー、 10mg/kg以上 の亜硫酸塩		●: トマト、 いか、貝類、 10mg/kg 以上の亜硫 酸塩	● 10mg/k g以上の 亜硫酸塩

³³ 松本隆志, 「国内のアレルゲン表示の動向-表示推奨へのアーモンドの追加」,「冷凍」雑誌,2020年 01月号

表 2 中国と日本食物アレルギー表示比較34

中国	日本
推奨表示(2011)	義務表示(2001)
a)クルテン含有シリアルとその製品 (小麦、ライ麦、大麦、オート麦、スヘルト小麦またはそれらの交配種など) b)甲殻類とその製品(エビ、ロフズター、カニなど) c)魚類とその製品 d)卵類とその製品 e)落花生とその製品; f)大豆とその製品。 g)乳およひ乳製品(乳糖を含む) h)ナッツ類とその製品	a) えび b) かに c) 小麦 d) そば e) 卵 f) 乳 g) 落花生 + 20品目推奨表示

3-1-1 米国における食物アレルギー表示の規定と管理

Web MD (米国最大の医療および健康サービスのウェブサイト)によると、米国では約3200万人が食物アレルギーを持っている。18歳以上の人々のほぼ11% (2600万人以上の成人)が食物アレルギーを持つ。2015~2016年に38,000人以上の子供を対象に行った調査の結果によると、560万人、つまり8%近くが食物アレルギーを持つ、言い換えると13人に1人、つまり一教室で約2人である。食物アレルギーが持つ人の数は一定の割合に達し、毎年、人々は食物アレルギーによる緊急治療または死さえになる。食物アレルギーを持つ人は、アレルギー性食物を避けることによってからだを守ることができる35。これらのデータは、米国における食物アレルギー表示の重要性を支持する重要な条件の一つにある。

米国の食品医薬品局 (FDA) は、2004年8月2日に食物アレルギー表示に関する法案を公布した**。Food Allergen Labeling and Consumer Protection Act of 2004(FALCPA) 「食物アレルギー表示および消費者保護法-2004」である。これは、食物アレルギー表示

³⁴ 中国「食品安全法」と日本「食品衛生法」を参照し、筆者作成

^{35 「}Web MD ホームページ」

³⁶ 「FDA ホームページ」, FALCPA,

および関連問題を規制する。2005年10月5日、法案の内容について食物アレルギー表示と関連説明が発行された。その後、2015年6月18日、食品メーカーが食物アレルギー表示免除表示を申請に役立つ最終ガイダンス文書が発行された。法律に違反した場合、違反した食品会社とその管理者は、民事または刑事制裁、あるいはその両方の対象となる。要件を満たしていない食品を留め置きする。FDA は申告されていないアレルゲンを含む食品を回収すると要求する。この法案は、米国 FDA が食物アレルギー表示の付けを法律の形で要求するのは初めてであり、消費者が食品中の特定のアレルゲンを理解しやすくなる。

法案の内容の補充と説明を続けておるとわかるのは、米国 FDA は食物アレルギー表示の現実状況に注意を払い、だんだん認識クを深めてくる。食品製造会社がアレルゲン加工過程中にアレルギーのない消費者に脅威を与える成分を生成する可能性があるという現実を考慮し、FDA は状況を具体的に説明するガイダンスを迅速に発行する。

この法案のほか、米国には食品法典、Good Manufacturing Practice(GMP) 「適正製造規範」などの規制があり、食物アレルギー表示に関する規制の等級が異なり、比較的完善なシステムを形成した³⁷。食品会社は規制に従って生産を行い、政府は規制の実施において監督の役割を果たす。

米国は法律規定の違反に対して厳しい罰則を課しており、食品会社は罰せられるリスクを冒すことを望まず、米国の食品業界における食物アレルギー表示をよりスムーズにしていく。規制の実施には、強制力のある厳しい処罰が特に重要であり、食品会社の協力や消費者の監督も欠かせない力であることがわかる。

3-1-2 日本における食物アレルギー表示の規定と管理

日本では食物アレルギーは以前からありが、最近 15 年ぐらいの間に急増していく。食物アレルギーは 1 才未満の乳児で最も多く発症するが、厚生労働省の調査によると小児から成人まで幅広く認められる。

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、「食品衛生法」「JAS法」及び「健康増進法」の食品の表示に関する規

18

³⁷ 「FDA ホームページ」, Current Good Manufacturing Practice (CGMP) Regulations,

定を統合し、食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設した³⁸。2015 年 4 月 1 日より内閣府令によって現行 58 本の表示基準が「食品表示基準」に一本化された。厚 労省/農水省/消費者庁からの通知・ガイドラインは食品、添加物等の規格基準の一部が 改正されたことを関係者に周知と運用の徹底を通知したものである³⁹。

消費者庁発行の「別添-アレルゲンを含む食品に関する表示」では、えび、かに、小麦、蕎麦、卵、乳、落花生(ピーナッツ)の7品目の義務表示とアーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチンの221品目推奨表示を挙げられている⁴⁰。その中で、時代の変化とともにゴマとカシューナッツが2014年に新たに追加された推奨表示である。特定の原材料の範囲と注意事項は、付録でより詳細に説明および説明されている。これは、食品会社が必要に応じて食物アレルギー表示規制を実施するのに役立つだけではなく、消費者が規制を理解し、規制の円滑性を確保するのにも役立ちになる。日本消費者庁のウェブサイトは、1か月以内に食物アレルギー表示の違反を公開する。内容は、どの会社の製品にどの食品表示がないか、特定の原材料が必要に応じて表示付けされていないかどうかである。消費者は便利的に、迅速的に取り扱い、監督できる。規則に違反した食品会社の責任者は刑事または行政処分を負わなければならない。

日本の食品安全は消費者の積極的な参加を提唱しながら、消費者の責任を明確にする。食品の安全性は、国の責任であるだけでなく、地方公共団体、食品関連企業、および消費者の責任でもある。多数の国は消費者が食品安全監督において役割を果たすことを励ますだけであり、食品安全監督における消費者の役割を明確にしない。日本は消費者の責任を法律に明確に記載しており、消費者が食品安全知識を学び、食品に関する知識を深め、食品の安全性問題を適時に発見して対処するのに役立つ。

日本の食物アレルギー表示規制は、国際基準や自国の条件を参考に策定されており、 食物アレルギー表示の内容や数量も変化しておる。これからわかるのは、不変のものは なく、法律も例外ではない。変化の過程で、新しいバランスに達し、新しい環境に適応

³⁸ 消費者庁食品表示課,「表示することとなった主な理由経緯について」平成 23 年 12 月

³⁹ 消費者庁ホームページ,「食品表示法等(法令及び一元化情報)」

^{40 「}日本消費者庁ホームページ」、アレルギー表示に関する情報

できる。このように、食物アレルギー表示は効果的にし、消費者の健康を保護することができる。

3-1-3 欧州連合(EU)における食物アレルギー表示の規定と管理

「食品法通則」Regulation(EC) No.178/2002 General Principles of Food Law(以下:規則(EC) No.178/2002 になる)は、消費者が安全な食品と正確で正直な情報を楽しむ権利を定めている。欧州連合では、通則により、消費者は食品の内容と組成に関する全面的な情報を入手でき、食品を購入する際に情報に基づいた選択を行う。

欧州連合 (EU) は主権国ではないため、EUの欧州食品安全機関 (EFSA) は規則や規制を策定する権限がなく、主にサプライチェーンの監督、食品安全リスク評価、および情報交換を担当している。「食品安全白書」および規則 No. 178/2002 によると、欧州連合は 2002 年 1 月に欧州食品安全機関 (EFSA) を設立し、「Farm to Fork (農場から食卓まで)」戦略およびその他の食品安全関連事項に管理する⁴¹。

食物アレルギー表示に関する EU の規制は非常に詳細であり、EU は加盟国の国民の食物アレルギーに基づいて 14 種類の食物アレルギーを義務表示と規定しており、すべての加盟国の食品がすべての食物アレルギー表示を実現するまでに約3年かかった。EU における食品表示規制は、新たに2014年12月13日から施行された Regulation (EU)

No.1169/2011 of the European Parliament and of the Council、規則(EU) No.1169/2011 「消費者への食品情報提供に関する規則」(以下:規則(EU) No.1169/2011 になる)である。この法律は、付録にリストされている、公衆衛生上重要な 14 種類の特定の食品(ヨーロッパで最も強力で普及している食品アレルゲン)に焦点を当てている。14 種類の食品アレルゲンは、セロリ、グルテンを含むシリアル(大麦やオート麦など)、甲殻類(エビ、カニ、ロブスターなど)、卵、魚、ルパン、牛乳、軟体動物(ムール貝やカキなど)、マスタード、ピーナッツ、ゴマ、大豆、二酸化硫黄、亜硫酸塩(100 万分の10 を超える濃度の場合)および木の実(アーモンド、ヘーゼルナッツ、クルミ、ブラジルナッツ、カシューナッツ、ピーカンナッツ、ピスタチオ、マカデミアナッツなど)である。これらは、ケータリング向けの食品も対象となっている。

_

^{41 「}食品法通則」Regulation(EC) No.178/2002 General Principles of Food Law,

規則 (EU) No. 1169/2011 では、食品表示に関する責任の所在は、表示されている販売者 (販売者が EU 域内事業者でない場合は輸入業者)にあることを明記した。規則第 8 条内容は販売者ないし輸入業者が表示規則やこれに関する加盟国の国内法の遵守を確保しなければならない 42 。 EU は食物アレルギーに高い関心と注意を払っていることがわかる。これは、ヨーロッパでの食物アレルギー持つ率が高いであることを間接的に反映している。1,700万人以上のヨーロッパ人が食物物アレルギーに苦しんでいる。英国では、成人の約 $1\sim2\%$ が食物アレルギーに苦しんでおり、子供の $5\sim8\%$ が乳糖不耐症であり、そのうち 100人に 1人が乳糖不耐症である 43 。明確な食物アレルギー表示ガイドラインの開発は、食物アレルギー患者のリスクを低減できる。

2020年2月1日以降、英国は欧州連合 EU から離脱し、「第三国」になった。離脱協定は、2020年12月31日に終了する移行期間を規定している。ただし、英国政府は、企業がこれらの新しい表示規制に適応するために時間が必要になることを認識している。その日まで、EU 法全体が適用される。2021年後英国で、食物アレルギー表示を厳格化する法案が提出され可能性を考えている。その時、表示付けに関するアドバイスが必要な場合は、最寄りの取引基準局に連絡し、無料のオンライン食品表示付けトレーニングコースを学べる⁴⁴。

3-1-4 オーストラリアにおける食物アレルギー表示の規定と管理

オーストラリアでは、食物アレルギーは成人の $1\sim2\%$ 、5 歳未満の子供の $4\sim8\%$ に影響を与えると推定されている 45 。最近のデータによると、1 歳未満の子供の 10%が食物ア

21

⁴² 欧州食品表示規制 Regulation (EU) No 1169/2011 of the European Parliament and of the Council,

⁴³ UK 食品標準局 FSA 食物過敏症チーム, Food Allergy and Intolerance Training, Introduction,

⁴⁴ 食品標準局 FSA, Guidance Food labelling: giving food information to consumers

⁴⁵ SA Dept. Health. Food Act Report: Year ending 30 June 2010. 2010:36

レルギーを確認する。小児期のアレルギー反応の一般的な原因は、卵、ピーナッツ、牛乳であり、魚介類のアレルギーは成人期に最も一般的である⁴⁶。

オーストラリア・ニュージーランドの食品基準機関(FSANZ)は 2013 年 3 月 5 日、食物アレルギーに関するファクトシートを公表した。概要は一部の食品及び食品原材料又はその成分は、アナフィラキシーなど重篤なアレルギー反応を引き起こす可能性があるので強制的に表示する。2020 年 9 月 2 日 FSANZ ホームページで更新された 9 種類のアレルギー成分はピーナッツ、ナッツ、牛乳、卵、ゴマ、魚介類、大豆、ルパン、小麦である⁴⁷。それらが成分として食品(または食品添加物または加工助剤としての成分)に存在する限り、量に関係なく表示しなければならない。亜硫酸塩の防腐剤は食品 1kg 当たり10mg(又はそれ以上)が添加される場合、表示する必要がある。

オーストラリアとニュージーランドの食品基準機関は、食物アレルギー表示を厳格に 監督しており、アレルゲンを含む食品を食べないように適切的な表示を支持している。 食物アレルギー表示に関する政府の宣伝は詳細で体系的であるため、消費者は食物アレ ルギー表示を明確に理解することができる。食品基準機関のウェブサイトでは、食物ア レルギー規制に関する情報を公開するだけでなく、食品業者と消費者が知り学ぶ必要の ある情報を公開する。政府、食品業者、および消費者を有機的に統合する。政府の監督 と消費者の注意の下で、食品業者は、生産された食品が市場需要を持つように、食物ア レルギー表示を標準化する必要がある。

オーストラリアの食物アレルギー表示の管理は、食品リコール体系と組み合わされている。2010年1月1日から2019年12月31日まで、FSANZは707件のリコールを協調した。過去10年間、ほとんどのリコール件は、「申告していないアレルゲン」(283回のリコール、この期間中の全リコールの40%)と「微生物汚染」(181回のリコール、この期間中の全リコールの26%)によるものでした。2016年、FSANZは、「申告していないアレルゲン」のリコールの根本原因を特定するために、リコール後のレポートの問

⁴⁶ Osborne et al. Prevalence of challenge-proven IgE-mediated food allergy using population-based sampling and predetermined challenge criteria in infants. J Allergy Clin Immunolol 2011; 127: 668-676

⁴⁷「食品基準機関 FSANZ ホームページ」food allergies and food intolerances, Last updated: 2 September 2020

題を導入した。「申告されていない」のなかで「牛乳」は常に最も一般的なリコールであり、すべてのアレルゲン関連のリコールの 30%を占めている(2018 年以降変更なし)。 2 番目は「複数アレルゲン」であり、18%を占めている。「ピーナッツ」はリコールされたものの 14%にある 48 。

3-1-5 韓国における食物アレルギー表示の規定と管理

消費者が食品表示で伝えられる食品情報をよく理解できるようにし、食品産業の急速な発展を促進できるようにするために、韓國食品藥品安全部(MFDS)は、2015 年 4 月 8 日に食品表示基準に関する通知第 2015-20 号の食物アレルギー表示についていくつかの修正が加えられた⁴⁹。アレルゲンは含有量にかかわらず、原材料名を表示しなければならず、表示対象は卵類(家禽類に限る)、牛乳、そば、ピーナッツ、大豆、小麦、サバ、カニ、エビ、豚肉、モモ、トマト、亜硫酸類(これを添加し最終製品に SO₂ として 10mg/kg 以上含有する場合に限る)、クルミ、鶏肉、牛肉、イカ、貝類(カキ、アワビ、イガイを含む)を原材料として使用する場合、或いは食品から抽出などの方法で得られた成分と成分含有する食品または食品添加物を原材料として使用する場合である⁵⁰。

これにより、食物アレルギー表示の範囲が拡大されるだけでなく、表示要件も改善される。これによって、韓国は食物アレルギーの予防を非常に重視していることがわかりる。食物アレルギーを引き起こす可能性があるすべてのアレルゲンを表示し、これにより、消費者は食物アレルギー表示を読むとき食品に含まれるアレルゲンを確実し、食品アレルギーの発生を効果的に防ぐことができる。

韓国の食物アレルギー表示の種類は地域特性が強く、欧米諸国とは大きく異なるがあり、各国の消費者の体質や生活スタイルに関係している可能性がある。韓国の消費者の食物アレルギー状況に関連していると、新しい食物アレルギー表示規則の施行後、韓国は食物アレルギー表示の種類が最も多くの義務的な表示がある国になる。

⁴⁸ 「食品基準機関 FSANZ ホームページ」,Food recall statistics,Australia only,January 2020

⁴⁹韓國食品藥品安全部 MFDS, Food Labeling System,

⁵⁰日本貿易振興機構(ジェトロ)「韓国食品の表示基準」2017年8月

3-2 国/組織における食物アレルギー表示規制の比較分析

3-2-1 国/組織における特徴

国によって地域、文化、食生活などの違いの度合いが異なる。これらの違いは、国ごとの食物アレルギー表示規制の違いにつながる。そして今、国ごとの食物アレルギー表示管理に独自の特徴を持っている。

米国 FDA の食物アレルギー表示規制の特徴は、本国の消費者のアレルギーを持つ種類と数量を明確に理解した上で、大量のデータに基づき、本国に応じる食物アレルギー表示を作成した。

日本はほかの国際法律規制を統合し、元食物アレルギー表示に新しいアレルギー成分を追加し、継承と革新の完璧な組み合わせを実現した。日本の食品安全規制における消費者の役割を強調し、消費者が監督の位置においてよりイニシアチブを示すことを可能にし、それを合法化する。これは、消費者が食品安全規制においてかけがえのない役割を果たしているという日本の認識の表れである。

EUの食物アレルギー表示管理の特徴は、EU諸国間の食物アレルギーのさまざまな状況を十分に考慮し、統一された食物アレルギー表示規則を作成することである。加盟国諸国間の人々が食物アレルギーを起こしやすいという前提で、食物アレルギー表示の付けに関するEUの要件は比較的厳格であり、食物アレルギー表示の徹底実施に効果的な時間制限を提供し、包装への食物アレルギー表示付けの実現のための政策支援を提供する。

オーストラリアの食物アレルギー表示管理の最大の特徴は、その食品リコール体系である。標準管理体系からリコール体系まで、食物アレルギー表示は事前に規定され、食品リコール体系で保障され、食品生産から食品流通までのプロセス全体で貫かれている。

韓国の食物アレルギー表示規制は、広幅的な適用にある。食物アレルギー表示の種類が最も多くの義務表示がある国になる。最新の食物アレルギー表示規制では、消費者が食品に含まれる食物アレルギー成分を理解しやすくし、食物アレルギーを効果的に予防するために、食物アレルギー表示を個別に明確に記載する必要がある。トマトや桃などの食物アレルゲンは、多くの国の食物アレルギー表示リストで特に目立つである。

3-2-2 中国への経験参考

中国の食物アレルギー表示規制と他の国との違いは、中国は食物アレルギー表示が食品会社の自主的な表示である。他国は食物アレルギー表示の義務的な表示を付けていることである。中国のこのような規制管理が、中国の食物アレルギーを持つ消費者が少なく、食物アレルギー表示の需要がほとんどないかという事実に基づいているかどうかにかかわらず、理由を調査する必要がある。

近年、中国人は食品安全問題への関心が高まり、食品安全規制も大きく進展しておる。「中華人民共和国食品安全法」、「中華人民共和国食品安全法施行規則」、「食品・飲料サービス許可行政規則」、「ケータリングサービスの食品安全監視および管理規則」などの法律規制は食品業界の市場行動を規範し、食品安全を全体的なレベルを向上させる上で重要な役割を果たした。しかし中国は経済高速発展の特別な時期になり、市場体系は未成熟であり、信用メカニズムの構築も遅れておる。食品安全問題の繰り返しの発生は、食品安全規制の問題をより顕著にする。

食品の種類増加と人体体質進化に伴い、まずに、中国全国の食物アレルギーの詳しく情報について普及調査を実施し、アレルギーの発生率と特定の種類のアレルゲンを理解し、食物アレルギー表示規制の策定のため、現実的な基盤を提供する。次に、食物アレルギー表示の種類は変わらないにならず、適時に更新されるべきである。さらに、食品表示規制に違反する食品については、オーストラリアの食品リコール体系を組み込むかどうかも検討する価値がある。最後に、食物アレルギー表示に対する消費者の監督力も政府部門が注意を払うべきものである。

第4章 食物アレルギー表示に対する中国消費

者の認識の調査と分析

4-1 調查対象

2020年12月16日―26日、中国の消費者を対象として、オンラインアンケートの形で調査した。食物アレルギーとその表示に対する消費者の認識、態度、購入を調査および理解し、包装済み食品に食物アレルギー表示をつけると、消費者認識の違いに影響を与える要因を分析する。

4-2 方法と内容

4-2-1 調査方法

インターネット (wjx.com:中国のプラットフォーム) でアンケートを配布し、合計 635 件のアンケートを受け取りし、スクリーニング後、584 件のアンケートが有効だ。有 効率は 91.97%になる。

4-2-2 アンケートのデザイン

中国の「食品安全法」および「包装済み食品の表示に関する一般規則」(GB7718-2011)および関連する外国文献の関連するアンケートを参照し、ご自身でアンケートを 設計した。

アンケートの内容51:

⁵¹ 周俊. 「アンケートデータ分析」破解 SPSS 的六類分析思路[M]. 電子工学出版社, 2017.

- (1) 回答者の基本情報:性別、年齢、学歴、職業、所在地、一人当たりの月収入な どの9項:
- (2) 食物アレルギー表示特集:食物アレルギー表示の認知・態度・購入行動などの 10 項。

探究したい問題:

- 1 中国の消費者が現在最も懸念している食品安全問題は何か?
- 2 現在の食品安全に関する消費者の全体的な評価は何か?
- 3 比較的安全な現在の食品に関する消費者の意見 (例えば、品質認証に合格した食品) どのような購入意欲があるか
- 4 消費者の食品安全規制情報の保有を改善することで、安全な食品を購入する意欲を促進できるか。
- 5 食品安全情報の中で、アレルギー表示の認知、態度、購入行動などについて消費 者の意欲はどうするか。

4-2-3 信頼性分析

事前調査のために、50 人の学部卒業生が選ばれ、合計 50 件が発行された。計量データ資料は食品安全基本問題と食物アレルギー問題である。アンケートの信頼性を測定するために、 $Cronbach \alpha$ 係数($クロンバックの \alpha$ 係数)が使用され、 $Cronbach \alpha$ 値は 0.831 であり、そのなかの食物アレルギー表示項目の $Cronbach \alpha$ 値は 0.747 である。これは、この質問票の設計が比較的合理的であり、実際の状況を反映できることを示している 52 。

⁵² Eisinga R, Te Grotenhuis M, Pelzer B. The reliability of a two-item scale: Pearson, Cronbach, or Spearman-Brown[J]. International Journal of Public Health, 2013, 58(4):637-642.

4-2-4 妥当性分析

アンケートは3部分に分かれており、食品安全関連問題を中心に内容が作成され、内容の妥当性は主に経験的判断により決定される。このアンケート票の作成は、他者の調査と「食品安全法」に言及し、不適切な内容の評価、削除、修正を食品安全研究側の先生に依頼し、事前調査の回答者に提示方法の提案を依頼し、修正後の最終質問票を作成する。

サンプリング適切性基準 KMO 判定は 0.860 である(0.8 以上 meritorious 価値がある)。したがって、この質問票は内容の妥当性が良好である。

妥当性管理:

- (1) 調査前に専門的なシステムトレーニングを実施する。
- (2) アンケートを返送した後、品質をチェックおよびスクリーニングし、不適格な質問票を排除する。
 - (3) データ入力は二重入力(double entry)を採用している。

4-2-5 統計分析

データベースを確立してデータを入力し、SPSSAU ソフトウェア (Version 20.0)を用いて統計的記述と x^2 の検証を行った。P<0.05 で、統計的に有意差があると判断した 53 。

⁵³ The SPSSAU project (2020). SPSSAU. (Version 20.0) [Online Application Software].

4-3 結果

4-3-1 回答者属性

この調査では、合計584人が調査された。

調査対象者のうち、男性 184 人 (31.51%)、女性 400 人 (68.49%)であり、若者層 (40歳以下)が505 人、調査対象者総数の86.47%を占めた。多い回答者366 人 (62.67%)は大学/学士号取得者である。職業調査は156 人 (26.71%)の学生および154 人 (26.37%)の公務員/国企業/事業単位が多い、大部分(81.68%)の回答者の仕事は食品と関連しない。1 人あたりの平均月収について509 人 (87.16%)が過半数(>3000)である。大部分(88.87%)家庭一人当たり月額食品支出と総支出の比率は60%以下になる。

表 4-1 回答者の基本情報

回答者の基本情報					
項目	オプション	頻数	百分比(%)		
性別	男	184	31.51		
	女	400	68.49		
	18 才以下	25	4.28		
	18 [~] 25	191	32.71		
	26~30	189	32.36		
年齢層	31~40	100	17.12		
	41 [~] 50	46	7.88		
	51~60	30	5.14		
	60 才以上	3	0.51		
	高校以下	87	14.90		
最終学歴	大学	366	62.67		
	大学院	131	22.43		
職業	公務員·国家企業事業 単位	154	26.37		
	民間企業•外国企業	139	23.80		
	個人経営者	53	9.08		
	営農	9	1.54		

	学生	156	26.71
	そのた	73	12.50
あなたの職業は食	はい	107	18.32
品と関連しますか	いいえ	477	81.68
	1人	88	15.07
家庭常住人口	2 人	114	19.52
	3人以上	382	65.41
	<3000	75	12.84
月額世帯収入(元)	3000-5000	206	35.27
	>5000	303	51.88
家庭一人当たり月	<40%	244	41.78
額食品支出と収入の	40%-60%	275	47.09
比率	>60%	65	11.13
	合計	584	100

4-3-2 食物アレルギーへの認識

表 4-2 からわかるのは、584 人の食物アレルギーへの認識調査で、222 人は「一知半解」であり、109 人は食物アレルギーを「知って理解する」になり、178 人が「わからない」と 75 人が「知らない」である。

各々のグリーピングで、「一知半解」のなかで占め率が高いのは「 $25^{\circ}30$ 」(若者)、「大学」(高学歴)、「食品に関連しない職業」、「一人当たりの月収入>5000」である。

異なる年齢層、教育度、職業と食品産業の関連性、および一人当たりの月収入の間で、食物アレルギーへの認識に統計的に有意差があった(χ^2 の値は分別 31. 215、20. 347、12. 225、15. 231 にあり、すべての P 値<0.05)。

表 4-2 食物アレルギーへの認識

項目	オプ	題目:食	物アレルギー	を知っている	ますか?(%)			р
	ション	明確に 理解する	知る	わからな い	知らな い	総計	χ²	
性別	男	25(22.9 4)	68(30.63	64(35.96	27(36.0 0)	184(31.5 1)	6.123	0.106

10		女	84(77.0 6)	154(69.3 7)	114(64.0 4)	48(64.0 0)	400(68.4 9)		
本以下 3(2.76) 12(5.41) 6(3.37) 4(5.33) 25(4.28) 18 ⁵ 2 41(37.6 63(28.38 69(38.76 18(24.0 191(32.7 1)) 26 ⁵ 3 38(34.8 81(36.49 50(28.09 20(26.6 189(32.3 1)) 7) 6) 6) 7) 6) 6) 7) 6) 7) 6) 7) 6) 7) 6) 7) 6) 7) 7	総	計	109	222	178	75	584		
年齢層 $\frac{5}{26^{\circ}3}$ $\frac{1}{38(34.8)}$ $\frac{1}{81(36.49)}$ $\frac{1}{50(28.09)}$ $\frac{1}{20(26.6)}$ $\frac{1}{189(32.3)}$ $\frac{31^{\circ}4}{6}$ $\frac{1}{30(1.96)}$ $\frac{31(1.96)}{6}$			3(2.75)	12(5.41)	6(3.37)	4(5.33)	25(4.28)		
年齢層				63(28.38)	69(38.76)				
### 18(16.5 31(13.96 31(17.42 20(26.6 100(17.1 2) 31.21 5				81(36.49	50(28.09)	*			
本籍	年齢層	31~4	18(16.5	31(13.96		20(26.6	100(17.1		0.027
(3.54)		0	5(4.59)	22(9.91)	15(8.43)	4(5.33)	46(7.88)	Э	*
対以上 0(0.00) 1(0.45) 0(0.00) 2(2.67) 3(0.51) 総計 109 222 178 75 584			4(3.67)	12(5.41)	7(3.93)	7(9.33)	30(5.14)		
高校以下 9(8.26) 36(16.22 25(14.04 17(22.6 87(14.90 7) 7) 7) 7			0(0.00)	1(0.45)	0(0.00)	2(2.67)	3(0.51)		
以下 9(8.26))) 7))))))))))	総	計	109	222	178	75	584		
株学 大学 63(57.8 134(60.3 126(70.7 43(57.3 366(62.6 7) 大学 37(33.9 52(23.42 27(15.17 15(20.0 131(22.4 7) 7) 大学 37(33.9 52(23.42 27(15.17 15(20.0 131(22.4 7) 7)			9(8.26)	36(16.22)	25(14.04)	*	87(14.90		
大学院 37(33.9 52(23.42 27(15.17 15(20.0 131(22.4 3) 3) 3) 3	終学	大学							0.002
職業 公務 員・国 家企業 事業単 位	/11.			52(23.42)	27(15.17)			,	
日本学 31(28.4 4)	総	計	109	222	178	75	584		
職業		員・国 家企業 事業単		59(26.58)	47(26.40				
個人 経営者 2(1.83) 17(7.66) 22(12.36 12(16.0 53(9.08) 0) 53(9.08) 2(1.83) 3(1.35) 1(0.56) 3(4.00) 9(1.54) 2(1.83) 35(32.1 53(23.87 50(28.09 18(24.0 156(26.7 1) 0) 1) 7) 1) その 11(10.0 31(13.96 20(11.24 11(14.6 73(12.50 た 9)) 7)))	職業	企業・ 外国企	*	59(26.58)	38(21.35)	*			0.077
学生 35(32.1 53(23.87 50(28.09 18(24.0 156(26.7 1) 0) 1) (20(11.24 11(14.6 73(12.50 7) 0) 7) (20(11.24 11(14.6 73(12.50 7) 1) 1) (20(11.24 11(14.6 73(12.50 7) 1) 1) (20(11.24 11(14.6 73(12.50 7) 1) 1) (20(11.24 11(14.6 73(12.50 7) 1) 1) (20(11.24 11(14.6 73(12.50 7) 1) 1) (20(11.24 11(14.6 73(12.50 7) 1) 1) (20(11.24 11(14.6 73(12.50 7) 1) 1) (20(11.24 11(14.6 73(12.50 7) 1) 1) (20(11.24 11(14.6 73(12.50 7) 1) 1) (20(11.24 11(14.6 73(12.50 7) 1) 1) (20(11.24 11(14.6 73(12.50 7) 1) 1) (20(11.24 11(14.6 73(12.50 7) 1) 1) (20(11.24 11(14.6 73(12.50 7) 1) 1) (20(11.24 11(14.6 73(12.50 7) 1) 1) (20(11.24 11(14.6 73(12.50 7) 1) 1) (20(11.24 11(14.6 73(12.50 7) 1) 1) (20(11.24 11(14.6 73(12.50 7) 1) 1) (20(11.24 11(14.6 73(12.50 7) 1) 1) (20(11.24 11(14.6 7) 1) (20(11.24 11(14.6 7) 1) 1) (20(11.24 11(14.6 7) 1) 1) (20(11.24 11(14.6 11(14.6 7) 1) 1) (20(11.24 11(14.6 11(1			2(1.83)	17(7.66)	22(12.36)		53(9.08)	0	
子生 1)		営農	2(1.83)	3(1.35)	$1(0.\overline{56})$	3(4.00)	9(1.54)		
た 9)) 7))		学生		53(23.87	50(28.09				
総計 109 222 178 75 584				31(13.96	20(11.24		73(12.50		
		総計	109	222	178	75	584		

あなたの職業は食品と関	はい	26(23.8 5)	30(13.51	29(16.29	22(29.3 3)	107(18.3 2)	12.22	0.007
連しますか	いい え	83(76.1 5)	192(86.4 9)	149(83.7 1)	53(70.6 7)	477(81.6 8)	5	**
	総計	109	222	178	75	584		
	1人	22(20.1 8)	23(10.36	31(17.42	12(16.0 0)	88(15.07)		
家庭常 住人口	2 人	23(21.1 0)	47(21.17)	27(15.17)	17(22.6 7)	114(19.5 2)	9.773	0.135
	3 人 以上	64(58.7 2)	152(68.4 7)	120(67.4 2)	46(61.3 3)	382(65.4 1)		
	総計	109	222	178	75	584		
口短出	<300 0	12(11.0 1)	34(15.32)	16(8.99)	13(17.3 3)	75(12.84)		
月額世 帯収入 (元)	3000 -5000	27(24.7 7)	80(36.04	67(37.64)	32(42.6 7)	206(35.2 7)	15.23 1	0.019 *
()6)	>500 0	70(64.2 2)	108(48.6 5)	95(53.37)	30(40.0 0)	303(51.8 8)	1	~
総	計	109	222	178	75	584		
家庭一	<40%	47(43.1 2)	99(44.59)	67(37.64)	31(41.3 3)	244(41.7 8)		
人当たり 月額食品 支出と収	40%- 60%	53(48.6 2)	99(44.59	93(52.25	30(40.0 0)	275(47.0 9)	8.177	0.225
入の比率	>60%	9(8.26)	24(10.81	18(10.11	14(18.6 7)	65(11.13)		
総	計	109	222	178	75	584		
			* p	0.05 ** p	0.01			

表 4-3 は、「牛乳や魚介類などの特定の食品が一部の人々にアレルギー反応を引き起こす可能性があることへの認識」の回答では、245 人が調査対象総数の 41.95%を「知って理解する」ことを示し、216 人 (36.99%) 「一知半解」、94 人 (16.10%) 「わからない」、29 人 (4.97%) 「知らない」である。各々のグリーピングで、「知って理解する」の割合が「女性」、「 $18^{\sim}30$ 」(若者)、「大学」(高学歴)、「学生」と「食品に関連する職業」(専門度)、「>5000」(高収入)たちである。

異なる性別、年齢層、教育度、職業と食品産業の関連性、および一人当たりの月収の間で、統計的に有意差があった(χ^2 の値は分別 17. 297、52. 781、13. 245、30. 747、17. 131、18. 794 にあり、すべての P 値<0.05)。

表4-3 牛乳や魚介類などの特定の食品が一部の人々にアレルギー反応を引き起こす可能性があることへの認識

項目	オプ ション		ま介類などの! レギー反応を ることへの	引き起こすす		総計	χ²	p
		明確に理 解する	知る	わからな い	知らない			
孙 日1	男	62(25.31)	66(30.56)	40(42.5 5)	16(55.1 7)	184(31.5 1)	17.0	0.001
性別	女	183(74.6 9)	150(69.4 4)	54(57.4 5)	13(44.8 3)	400(68.4 9)	17.2 97	0.001 **
ń	総計	245	216	94	29	584		
	18 才 以下 8(3.27) 7(3.24) 7(7.45) 3(10.34) 25(4.28)							
	18 [~] 25	90(36.73)	71(32.87)	23(24.4 7)	7(24.14)	191(32.7 1)		
	26 [~] 30	93(37.96)	69(31.94)	19(20.2 1)	8(27.59)	189(32.3 6)		
年齢層	31~40	35(14.29)	30(13.89)	30(31.9 1)	5(17.24)	100(17.1 2)	52.7 81	0.000 **
	41~50	11(4.49)	23(10.65)	11(11.7 0)	1(3.45)	46(7.88)		
	51 [~] 60	7(2.86)	15(6.94)	4(4.26)	4(13.79)	30(5.14)		
	60 才 以上	1(0.41)	1(0.46)	0(0.00)	1(3.45)	3(0.51)		
ń	総計	245	216	94	29	584		
E uh	高校 以下	27(11.02)	35(16.20)	17(18.0 9)	8(27.59)	87(14.90)	10.0	0.000
最終 学歴	大学	152(62.0 4)	134(62.0 4)	61(64.8 9)	19(65.5 2)	366(62.6 7)	13.2 45	0.039 *
	大学 院	66(26.94)	47(21.76)	16(17.0 2)	2(6.90)	131(22.4 3)		

ň	総計	245	216	94	29	584		
	公務 員·国家 企業事 業単位	65(26.53)	56(25.93)	26(27.6 6)	7(24.14)	154(26.3 7)		
	民間 企業·外 国企業	67(27.35)	46(21.30)	20(21.2 8)	6(20.69)	139(23.8 0)		
職業	個人 経営者	10(4.08)	22(10.19)	16(17.0 2)	5(17.24)	53(9.08)	30.7 47	0.009 **
	営農	1(0.41)	3(1.39)	3(3.19)	2(6.90)	9(1.54)		
	学生	71(28.98)	58(26.85)	20(21.2 8)	7(24.14)	156(26.7 1)		
	その た	31(12.65)	31(14.35)	9(9.57)	2(6.90)	73(12.50)		
ň	総計	245	216	94	29	584		
あな た た は き は と 関	はい	42(17.14)	31(14.35)	21(22.3 4)	13(44.8 3)	107(18.3 2)	17.1	0.001
連しますか	いい え	203(82.8 6)	185(85.6 5)	73(77.6 6)	16(55.1 7)	477(81.6 8)	31	**
ř	総計	245	216	94	29	584		
公 战	1 人	40(16.33)	36(16.67)	9(9.57)	3(10.34)	88(15.07)		
家庭 常住人	2 人	46(18.78)	46(21.30)	15(15.9 6)	7(24.14)	114(19.5 2)	5.84	0.441
П	3 人 以上	159(64.9 0)	134(62.0 4)	70(74.4 7)	19(65.5 2)	382(65.4 1)	7	0.111
ř	総計	245	216	94	29	584		
D #st	<3000	31(12.65)	28(12.96)	14(14.8 9)	2(6.90)	75(12.84)		
月額世帯収入(元)	3000- 5000	65(26.53)	88(40.74)	37(39.3 6)	16(55.1 7)	206(35.2 7)	18.7	0.005
/ (/ (/ (/ (/ (/ (/ (/ (/ (/ (>5000	149(60.8 2)	100(46.3 0)	43(45.7 4)	11(37.9 3)	303(51.8 8)	94	**
	総計	245	216	94	29	584		
家庭 一人当	<40%	105(42.8 6)	92(42.59)	37(39.3 6)	10(34.4 8)	244(41.7 8)	6.19 2	0.402

たり月 額食品 支出と	40%- 60%	117(47.7 6)	101(46.7 6)	45(47.8 7)	12(41.3 8)	275(47.0 9)			
収入の 比率	>60%	23(9.39)	23(10.65)	12(12.7 7)	7(24.14)	65(11.13)			
ń	総計	245	216	94	29	584			
* p<0.05 ** p<0.01									

表 4-4 は、「食物アレルギーはアレルギー反応を引き起こす可能性があることへの認識」の回答では、255 人が調査対象総数の 43.66%を「知って理解する」ことを示し、233 人 (39.90%) 「一知半解」、93 人 (15.92%) 「わからない」、33 人 (5.65%) 「知らない」である。各々のグリーピングで、「知って理解する」の割合が「女性」、「18~30」(若者)、「大学」(高学歴)、「民間企業・外国企業」、「>5000」(高収入)たちである。

異なる性別、年齢層、教育度、職業および一人当たりの月収の間で、統計的に有意差があった(χ^2 の値は分別 11.095、43.461、14.064、34.932、14.179 にあり、すべての P 値<0.05)。

表4-4 食物アレルギーはアレルギー反応を引き起こす可能性があることへの認識

項目	オプ ション	さらにはショック	ギーは、じんま かなどのアレル があることをこ 知る	引き起こす	総計	χ²	р	
.ht- □11	男	55(24.44)	77(33.05)	39(41.94)	13(39.3 9)	184(31. 51)	11.0	0.01
性別	女	170(75.56)	156(66.9 5)	54(58.06)	20(60.6 1)	400(68. 49)	11.0 95	0.01 1*
糸	治	225 233 93 33				584		
	18 才 以下	8(3.56)	10(4.29)	5(5.38)	2(6.06)	25(4.28)		
年齢	18 [~] 2 5	84(37.33)	64(27.47)	35(37.63)	8(24.24)	191(32. 71)	43.4	0.00
層	26~3 0	89(39.56)	70(30.04)	23(24.73	7(21.21)	189(32. 36)	61	1**
	31~4 0	31(13.78)	41(17.60)	18(19.35)	10(30.3 0)	100(17. 12)		

	41 [~] 5	5(2.22)	31(13.30)	8(8.60)	2(6.06)	46(7.88		
	51 ⁶ 0	7(3.11)	16(6.87)	3(3.23)	4(12.12)	30(5.14		
	60 才 以上	1(0.44)	1(0.43)	1(1.08)	0(0.00)	3(0.51)		
糸	给計	225	233	93	33	584		
	高校 以下	25(11.11)	42(18.03)	11(11.83)	9(27.27)	87(14.9 0)		
最終 学歴	大学	137(60.89)	145(62.2 3)	65(69.89)	19(57.5 8)	366(62. 67)	14.0 64	0.02 9*
	大学 院	63(28.00)	46(19.74)	17(18.28)	5(15.15)	131(22. 43)	04	94
糸	1信約	225	233	93	33	584		
	公務 員·国 家企業 事業単 位	59(26.22)	61(26.18)	26(27.96)	8(24.24)	154(26. 37)		
職業	民間 企業・ 外国企 業	61(27.11)	51(21.89)	20(21.51	7(21.21)	139(23. 80)	34.9 32	0.00 3**
	個人 経営者	11(4.89)	22(9.44)	12(12.90)	8(24.24)	53(9.08		
	営農	0(0.00)	4(1.72)	3(3.23)	2(6.06)	9(1.54)		
	学生	66(29.33)	57(24.46)	26(27.96)	7(21.21)	156(26. 71)		
	その た	28(12.44)	38(16.31)	6(6.45)	1(3.03)	73(12.5 0)		
糸	注:	225	233	93	33	584		
あな たの職 業は食 品と関	はい	40(17.78)	35(15.02)	22(23.66	10(30.3 0)	107(18. 32)	6.67	0.08
連しま すか	いい え	185(82.22)	198(84.9 8)	71(76.34)	23(69.7 0)	477(81. 68)	4	3
	治 計	225	233	93	33	584		
家庭 常住人	1人	38(16.89)	34(14.59)	13(13.98)	3(9.09)	88(15.0 7)	5.72	0.45
吊仕人口	2 人	40(17.78)	53(22.75)	13(13.98)	8(24.24)	114(19. 52)	1	5

	3 人 以上	147(65.33)	146(62.6 6)	67(72.04	22(66.6 7)	382(65. 41)												
糸	計	225	233	93	33	584												
	<300 0	24(10.67)	37(15.88)	10(10.75	4(12.12)	75(12.8 4)												
月額 世帯収 入(元)	3000 -5000	68(30.22)	79(33.91)	43(46.24)	16(48.4 8)	206(35. 27)	14.1 79	0.02 8*										
7(76)	>500 0	133(59.11)	117(50.2 1)	40(43.01	13(39.3 9)	303(51. 88)	79	0*										
総	計	225	233	93	33	584												
家庭 一人当	<40%	99(44.00)	104(44.6 4)	32(34.41	9(27.27)	244(41. 78)												
たり月額食品	40%- 60%	105(46.67)	104(44.6 4)	49(52.69)	17(51.5 2)	275(47. 09)	8.61	0.19										
支出と 収入の 比率	>60%	21(9.33)	25(10.73)	12(12.90)	7(21.21)	65(11.1 3)	7	6										
糸	総計		233	93	33	584												
	•		* p<0	.05 ** p<0.0	01			* p<0.05 ** p<0.01										

4-3-3 食物アレルギー表示への関心

表 4-5 は、食物アレルギー表示への関心についての質問で、「食品を購入する際、包装に付く食物アレルギー表示を見るか」の回答では、174 人(29.79%)が調査対象総数の「あまり関心なし」ことを示し、124 人(21.23%)「関心ある」、106 人(18.15%)「普通に」、74 人(12.67%)「よく関心ある」、106 人(18.15%)「関心なし」である。各々のグリーピングで、「あまり関心なし」の割合が「18 $^{\sim}$ 25」(若者)、「大学」(高学歴)、「家庭一人当たり月額食品支出と収入の比率 40%~60%」である。異なる年齢層、教育度、および家庭一人当たり月額食品支出と収入の比率の間で、統計的に有意差があった(χ^2 の値は分別 38.920、19.215、28.622 にあり、すべての P 値(0.05)。

表4-5 食品を購入する際、包装に付く食物アレルギー表示への関心程度

		食品を則	購入する際	、パッケー	ジにアレルケ	ゲンが含ま			
項	オプ	れ	ていないか	注意してい	ハますか?(%)	総計	2	
目	ション	よく関	関心あ	普通に	あまり関	関心な	本字 旦	χ²	р
		心ある	る		心なし	し			
	男	31(41.	40(32.	27(25.	53(30.4	33(31.1	184(31.		
性	75	89)	26)	47)	6)	3)	51)	5.61	0.23
別	女	43(58.	84(67.	79(74.	121(69.	73(68.8	400(68.	5	0
<u> </u>		11)	74)	53)	54)	7)	49)		-
ř	総計	74	124	106	174	106	584		
	18	9(12.1	5(4.03	3(2.83	5(2.87)	3(2.83)	25(4.28)		
	才以下	6)))					
	18~	20(27.	38(30.	33(31.	63(36.2	37(34.9	191(32.		
	25	03)	65)	13)	1)	1)	71)		
	26 [~]	15(20.	49(39.	34(32.	53(30.4	38(35.8	189(32.		
	30	27)	52)	08)	6)	5)	36)		
年	31~	15(20.	17(13.	23(21.	29(16.6	16(15.0	100(17.	38.9	0.02
齢層	40	27)	71)	70)	7)	9)	12)	20	8*
	41 [~] 50	6(8.11)	9(7.26)	7(6.60	17(9.77)	7(6.60)	46(7.88)		
	51 [~]	9(12.1	6(4.84	4(3.77	7(4.02)	4(3.77)	30(5.14)		
	60	6)))	7(4.02)	4(0.11)	30(3.14)		
	60	0(0.00)	0(0.00	2(1.89	0(0.00)	1(0.94)	3(0.51)		
	才以上	` ′))	, ,				
ŕ	総計	74	124	106	174	106	584		
	高校	22(29.	13(10.	15(14.	25(14.3	12(11.3	87(14.9		
最	以下	73)	48)	15)	7)	2)	0)		
終学	大学	41(55.	78(62.	72(67.	109(62.	66(62.2	366(62.	19.2	0.01
歴	·	41)	90)	92)	64)	6)	67)	15.2	4*
,	大学	11(14.	33(26.	19(17.	40(22.9	28(26.4	131(22.	10	1
	院	86)	61)	92)	9)	2)	43)		
着	総計	74	124	106	174	106	584		
職業	公務 員・国 家業 位	15(20. 27)	33(26. 61)	26(24. 53)	46(26.4 4)	34(32.0 8)	154(26. 37)	24.8 57	0.20 7
	民間 企業・ 外国企 業	19(25. 68)	36(29. 03)	29(27. 36)	37(21.2 6)	18(16.9 8)	139(23. 80)		

	個人	8(10.8	8(6.45	10(9.4	20(11.4	-(2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2	/			
	経営者	1))	3)	9)	7(6.60)	53(9.08)			
	営農	2(2.70)	4(3.23	1(0.94	2(1.15)	0(0.00)	9(1.54)			
	学生	17(22.	36(29.	23(21.	47(27.0	33(31.1	156(26.			
		97)	03)	70)	1)	3)	71)			
	その	13(17.	7(5.65	17(16.	22(12.6	14(13.2	73(12.5			
<u> </u>	た 総計	57) 74	124	04) 106	4) 174	1)	0) 584			
	心口	74	124	100	174	100	304			
あ なたの 職業 は食	はい	20(27. 03)	26(20. 97)	18(16. 98)	29(16.6 7)	14(13.2 1)	107(18. 32)	6.62	0.15	
品と関 連しま すか	いい え	54(72. 97)	98(79. 03)	88(83. 02)	145(83. 33)	92(86.7 9)	477(81. 68)	6	7	
糸	総計	74	124	106	174	106	584			
家	1人	8(10.8 1)	28(22. 58)	10(9.4 3)	23(13.2 2)	19(17.9 2)	88(15.0 7)			
庭常 住人	2 人	14(18. 92)	20(16. 13)	24(22. 64)	34(19.5 4)	22(20.7 5)	114(19. 52)	11.1 44	0.19 4	
П	3 人 以上	52(70. 27)	76(61. 29)	72(67. 92)	117(67. 24)	65(61.3 2)	382(65. 41)	44	4	
糸	総計	74	124	106	174	106	584			
月	<30 00	13(17. 57)	14(11. 29)	17(16. 04)	22(12.6 4)	9(8.49)	75(12.8 4)			
額世 帯収 入	300 0- 5000	22(29. 73)	35(28. 23)	33(31. 13)	70(40.2 3)	46(43.4 0)	206(35. 27)	12.8 76	0.11 6	
(元)	>50 00	39(52. 70)	75(60. 48)	56(52. 83)	82(47.1 3)	51(48.1 1)	303(51. 88)			
	総計	74	124	106	174	106	584			
家庭一人当	<40 %	36(48. 65)	58(46. 77)	32(30. 19)	69(39.6 6)	49(46.2	244(41. 78)			
たり月 額食品 支出と 収入の	40% -60%	27(36. 49)	55(44. 35)	58(54. 72)	97(55.7 5)	38(35.8 5)	275(47. 09)	28.6 22	0.00 0**	
比率	>60 %	11(14. 86)	11(8.8 7)	16(15. 09)	8(4.60)	19(17.9 2)	65(11.1 3)			
糸	総計	74	124	106	174	106	584			
	* p<0.05 ** p<0.01									

表 4-6 食品会社が食品包装に食物アレルギー表示を付けていない理由

食品会社が食品包装に食物アレルギー表示を付けていない理由							
項目	回答		浸透率(n=584)				
	n	回答率					
製造コスト問題	268	19.36%	45.89%				
関連する法律法規なし	444	32.08%	76. 03%				
規制部門からの要求無し	425	30.71%	72.77%				
消費者からの苦情なし	219	15.82%	37. 50%				
そのた	28	2.02%	4. 79%				
総計	1384	100%	236. 99%				
適合度の X ² 検定:X ² =416.325 P=0.000							

表 4-6 「食品会社が食品包装に食物アレルギー表示を付けていない理由」にかかる消費者の意見を収集した。「相関法律法規なし」および「規制部門から要求無し」は、444人数および 425 人数の絶対優勢に基づいて食物アレルギー表示が付けされていない 2 つの主な理由になっている。

「製造コスト問題」268人次と「消費者から苦情なし」(219人次)は関係が小なくなり、ほぼ関係ないのは「その他原因」(28人次)である。「その他原因」(28人次)の自由記入で「全民監督」「違法処罰力増大」「ネット交流増加」などキーワードを絞った。この情報のみに基づいて、相関法律法規と規制部門から要求を強化すると効率よく経済的な改善できる。

4-3-4 購買行動

表 4-7は、「食物アレルギー表示による食品価格の上昇が購買行動に与える影響」の 回答では、191人(32.70%)が調査対象総数の「どうでもいい」ことを示し、67人 (11.47%) 「買わない」、115人(19.69%) 「ほとんど買わない」、163人(27.91%) 「多分買う」、48人(8.22%) 「買う」である。各々のグリーピングで、「どうでもいい」 の割合が「性別」、「大学」(高学歴)、「家庭一人当たり月額食品支出と収入の比率 <40%」である。異なる性別、教育度、および家庭一人当たり月額食品支出と収入の比率 の間で、統計的に有意差があった(χ^2 の値は分別 17. 404、15. 657、17. 464 にあり、すべての P 値<0.05)。

表 4-7 食物アレルギー表示による食品価格の上昇が購買行動に与える影響

		食物アレルギー表示により食品の価格が上昇した 場合、購入しますか%)							
項目	オプ・ ション	買わな い	ほとん ど買わな い	どうでも いい	多分買う	買う	総計	χ²	р
性別	男	34(50. 75)	34(29.5 7)	54(28.2 7)	42(25.7 7)	20(41. 67)	184(31. 51)		
生力	女	33(49. 25)	81(70.4 3)	137(71. 73)	121(74. 23)	28(58. 33)	400(68. 49)	17.4 04	0.00 2**
糸		67	115	191	163	48	584		
	18 才 以下	4(5.97)	4(3.48)	10(5.24)	4(2.45)	3(6.25)	25(4.28)		
	18 [~] 2 5	14(20. 90)	37(32.1 7)	74(38.7 4)	58(35.5 8)	8(16.6 7)	191(32. 71)	33.9 97	0.08
	26~3 0	16(23. 88)	43(37.3 9)	57(29.8 4)	57(34.9 7)	16(33. 33)	189(32. 36)		
年齢 層	31 [~] 4 0	18(26. 87)	16(13.9 1)	28(14.6 6)	26(15.9 5)	12(25. 00)	100(17. 12)		
	41 [~] 5 0	6(8.96)	9(7.83)	15(7.85)	10(6.13)	6(12.5 0)	46(7.88		
	51~6 0	8(11.9 4)	6(5.22)	6(3.14)	7(4.29)	3(6.25)	30(5.14		
	60 才 以上	1(1.49)	0(0.00)	1(0.52)	1(0.61)	0(0.00)	3(0.51)		
糸		67	115	191	163	48	584		
	高校 以下	19(28. 36)	13(11.3 0)	25(13.0 9)	22(13.5 0)	8(16.6 7)	87(14.9 0)		
最終 学歴	大学	39(58. 21)	78(67.8 3)	124(64. 92)	96(58.9 0)	29(60. 42)	366(62. 67)	15.6	0.04
	大学 院	9(13.4 3)	24(20.8 7)	42(21.9 9)	45(27.6 1)	11(22. 92)	131(22. 43)	57	8*
糸		67	115	191	163	48	584		

	公務 員·国 家企業 事位	17(25. 37)	23(20.0 0)	58(30.3 7)	38(23.3 1)	18(37. 50)	154(26. 37)		
職業	民間 企業・ 外国企 業	17(25. 37)	31(26.9 6)	39(20.4 2)	42(25.7 7)	10(20. 83)	139(23. 80)	31.1 20	0.05 4
	個人 経営者	6(8.96)	9(7.83)	9(4.71)	23(14.1 1)	6(12.5 0)	53(9.08)	20	1
	営農	1(1.49)	4(3.48)	2(1.05)	2(1.23)	0(0.00)	9(1.54)		
	学生	13(19. 40)	30(26.0 9)	59(30.8 9)	45(27.6 1)	9(18.7 5)	156(26. 71)		
	その た	13(19. 40)	18(15.6 5)	24(12.5 7)	13(7.98)	5(10.4 2)	73(12.5 0)		
糸		67	115	191	163	48	584		
あな たの職 業は関 品と関	はい	15(22. 39)	24(20.8 7)	25(13.0 9)	29(17.7 9)	14(29. 17)	107(18. 32)	8.53	0.07
連しま すか	いい え	52(77. 61)	91(79.1 3)	166(86. 91)	134(82. 21)	34(70. 83)	477(81. 68)	7	4
糸	総計	67	115	191	163	48	584		
学品	1 人	12(17. 91)	12(10.4 3)	28(14.6 6)	29(17.7 9)	7(14.5 8)	88(15.0 7)		
家庭 常住人	2 人	12(17. 91)	24(20.8 7)	30(15.7 1)	36(22.0 9)	12(25. 00)	114(19. 52)	7.34 1	0.50 0
	3 人 以上	43(64. 18)	79(68.7 0)	133(69. 63)	98(60.1 2)	29(60. 42)	382(65. 41)		O
糸	総計	67	115	191	163	48	584		
□ #st	<300 0	16(23. 88)	15(13.0 4)	23(12.0 4)	18(11.0 4)	3(6.25)	75(12.8 4)		
月額世帯収入(元)	3000 -5000	18(26. 87)	36(31.3 0)	76(39.7 9)	59(36.2 0)	17(35. 42)	206(35. 27)	12.8	0.11
入(元)	>500	33(49. 25)	64(55.6 5)	92(48.1 7)	86(52.7 6)	28(58. 33)	303(51. 88)	13	8
糸	総計	67	115	191	163	48	584		
家庭 一人当	<40%	32(47. 76)	42(36.5 2)	89(46.6 0)	66(40.4 9)	15(31. 25)	244(41. 78)	17.4	0.02
たり月 額支出	40%- 60%	24(35. 82)	66(57.3 9)	84(43.9 8)	78(47.8 5)	23(47. 92)	275(47. 09)	64	6*

と収入 の比率	>60%	11(16. 42)	7(6.09)	18(9.42)	19(11.6 6)	10(20. 83)	65(11.1 3)		
糸	给計	67	115	191	163	48	584		
	* p<0.05 ** p<0.01								

4-4 討論

4-4-1 食物アレルギーおよび関連内容の認識の分析

食物アレルギーの知識の観点から、食品安全アンケート調査の結果によると、調査回答者の331人(56.69%)は「食物アレルギーの知識はわかる」である。そして、特定の食物アレルゲン成分を認識してについて、「一知半解」は調査人口全体に占める割合は222人(38.01%)である。これからわかるのは、中国の消費者は食物アレルギーについて一定の知識を持っているけど、理解度が低く、まだ浅いレベルにあることを示している。

消費者は、食品安全情報の受け入れに制限されるだけでなく、食品安全意識を向上させるために学習を行う必要がある。中国では、2008年のオリンピックで策定された「オリンピック食品安全-食物アレルギー表示」により、食物アレルギー表示が初めて公開された。その後、国家食品安全基準 GB7718-2011「包装済み食品の表示の一般基準」を公表した。新しい食品安全基準では初めてアレルギー表示を推奨表示として提案した。しかし、一般基準の施行から何年間で、アレルギー性食品に、食物アレルギー情報を付けた食品会社はごく僅かであり、且つ表示の内容が異なり、消費者にとって食物アレルギー表示が乱雑になり、その表示の意図とそもそも意図を理解することは困難である。

食品アレルギー反応の原因から判断すると、回答者の 41.95% (245 人) は、牛乳や魚 介類などの特定の食品が一部の人々にアレルギー反応を引き起こす可能性があることを 明確に知っていた。また調査は、若者の理解率が高いことを反映しており、若い世代は 食物アレルギーについてよく知っているが、年寄り世代はそれについてあまり知らない ことを示している。

食物アレルギーに引き起こす不良反応の了解状況から、調査対象者の 83.56% (488 人) が食物アレルギーによる不良反応を知っていた。食品産業や人々の生活水準の向上 に伴い、さまざまな食品が人々の生活に浸透し続けている。その中には、隠れた食物アレルギーがあるかもしれないが、代わりに、人々はそれを知らない食物アレルギーが発生すると、急いでいると間違いない。食物アレルギー表示の合理的な表示付けは、食物アレルギーによって引き起こされる不良反応を効果的に防ぐことができる。

4-4-2 食品包装への食物アレルギー表示に影響を与える理由の分析

理由の支持率の観点から、統計分析後、年齢層、学歴、職業、月収入は最もよい統計的に有意な差である。若者はこの問題の理由にもっと注意を払い、高学歴の人々はこの理由をより深く理解し、そのなか食品関連産業に従事する人々は食品産業の運営規則をより明確に理解でき、高所得層の人々は価格を無視して食品の安全性と栄養の役割をより考慮するようになる。

消費者は理由に対する認識は異なり、「相関法律法規なし」という理由は、多くの理由で支持率が最も高い理由となっている。同じ理由は「規制部門から要求無し」であり、その他の理由は多かれ少なかれ消費者によって支持されている。説明できるのは、規制には、各行各業に対して強力な規範と拘束力がある。消費者は、法規制を策定することで解決できると信じており、監督当局は執行機関として監督責任を負っている。ただし、消費者としての食品安全性について知る権利は無視した。たとえば、中国の食物アレルギー表示は、法律や規制で食品会社は自主的な推奨表示するが、食品会社は比較検討した後、付けないことになった。この時、消費者は法律上や食品会社の自律的行動を待つのではなく、合法的な経路を通じ、要求を表明する権利をある。本調査は、消費者を対象としているため、消費者の意識を反映したものであり、ある程度の偏りはあるかもしれないが、ある程度客観的であり、消費者は理解できることをわかる。

4-4-3 食物アレルギー表示に関する関心程度の分析

今回のアンケート調査では、33.90% (198人)の回答者が食物アレルギー表示に注目しており、食物アレルギー表示の重要性が日常生活である程度懸念され、使用されていることがわかる。

「包装済み食品の表示の一般基準」では、食物アレルギー表示を推奨表示と定めている。表示基準は明確に規定されていないので、市場に出回っている食物アレルギー表示は混沌としている。明確でわかりやすい食物アレルギー表示はアレルギーを持つ消費者の一種の保護であるため、表示基準の規制と実施は非常に重要である。

4-4-4 食物アレルギー表示により価格が上昇した食品の購入行動の分析

このアンケート調査では、31.16%(182人)の人は値上げが購入する食品に大きな影響を与えると述べ、36.13%(211人)は値上げが食品購入に与える影響が少ないと述べた。西洋経済学の需要理論によれば、食料価格の上昇は食料購入の減少につながるとされており、この調査の結果は理論と一致している。

これは、食品部門であろうと他の部門であろうと、価格要因が消費者の購買力に対する制限であることを示している。食物アレルギー表示が実際に食品包装に表示されている場合、消費者のアレルギー表示要件を満たすだけでなく、消費者に支持されるために食料価格を上げないようになる。

第5章 考察

5-1 結果

5-1-1 規制理論は中国の食物アレルギー表示の管理に適用できる

社会のあらゆる分野が食品安全と食品栄養にますます関心を寄せていることを背景に、規制理論は食品安全監督の分野により成熟して適用され、中国はよりシステマティックな食品安全規制体系を形成する。実際応用では、中国の特徴を考慮に入れ、規制理論を中国化し、中国の食品安全規制に適した理論的ガイドになるようにする。

食物アレルギー表示管理は食品安全規制の一部である。食物アレルギー表示規制における他国の経験に基づき、中国の食物アレルギー表示規制に対する合理的な提案する。

5-1-2 各国の食物アレルギー表示規制はそれぞれ長所がある

一部の国または組織では、基本的に食物アレルギー表示の付けが義務表示である。

米国 FDA は、全国のアレルギー状況に基づき、初めて立法形式で食物アレルギー表示を強制的な義務表示に規定した。数十年にわたる、食物アレルギー表示規制を継続的な改善する。米国 WebMD 専門ウェブサイトは全米すべての食物アレルギー状況を検出し、人口の食物アレルギーデータを収集した。

日本は、食物アレルギー表示に関する法律規制を統合することにより、新しい食物アレルギー表示法を制定した。そして、消費者の責任を法的に明確にし、消費者庁は、消費者や食品会社の理解と実施を促進するための補足および説明文書を発行する。

欧州 EU は、欧州人の食物アレルギーがより深刻であるという前提の下で、EU 指令は、 すべての食品包装に一定期間の準備後に食物アレルギー表示を強制的な付けると要求 し、食物アレルギー表示の更新を任務とし、EU 指令に書かれていた。 オーストラリアは、食物アレルギー表示を義務付けに加え、表示要件を満さない食品をリコールする。同時、インターネットでリコールを報告し、食物アレルギー表示の更新を積極的に示し、食物アレルギー表示リストを継続的に改善していく。

韓国の食物アレルギー表示には、桃、トマトなどの地域特性のある食物アレルギーの 種類が記載されている。表示付けが必要なアレルギー性食品種類は常に更新および調整 されており、食品会社は指定された時間内、表示付けを全面的な実施する。

5-1-3 食物アレルギー表示に対する中国消費者の意識を提高する必要がある

調査の結果は、消費者の食物アレルギーに対する認識が比較的浅く、食物アレルギーの原因に対する理解のレベルが低いことを示し、消費者は食物アレルギー症状をある程度理解している。

意識が浅くために食物アレルギー発生した時、別の症状と誤解される可能性があり、食物アレルギーの真実は見落とす。食物アレルギー表示は食物アレルギーを予防する効果的な手段であり、国内立法の怠慢、食品会社の利益への配慮、消費者の不了解などから、食物アレルギー表示の重要性が正しく理解されていない、役割も正しく理解されていない。

食品会社は価格が消費者の購入に与える影響を考慮すると、食品包装を食物アレルギー表示に置き換えるコストの増加により、食物アレルギー表示に積極的に付けないのを理解できるが、支持ではない。

5-2 中国の食物アレルギー表示管理の問題点を踏まえた対策

5-2-1 法律規制手法の役割を十分に活用する

「食品会社が食品包装に食物アレルギー表示を付けていない理由にかかる消費者の意 見」の調査結果(表4-6)で、「相関法律法規なし」という理由は多くの理由で支持率 が最も高い理由となっている。わかるのは、食物アレルギー表示に関する法律規制の策 定と公表は、緊急の課題となっている。

1、他の国の有益な経験を参考にする

海外のより先進国には、食物アレルギー表示に関する独立した法律と規制があり、食物アレルギー表示を義務表示の種類と要件について同じまたは異なる規制がある。アメリカ全体国民の食物アレルギーを評価することを前提とし、米国 FDA は厳格な食物アレルギー表示法案を策定した。日本は、食物アレルギー表示に関連するさまざまな法律文書を統合することにより、食物アレルギー表示基準の規制を統一し、程度に応じて義務表示や推奨表示にわる。EU 指令の中で、欧州委員会は、食物アレルギー成分のリストを更新する際の責任を明確にし、食品会社に食物アレルギー表示を完了するまで時間を限る。オーストラリアは、申告していない食物アレルギーをリコールし、科学的に調査し、国内で食物アレルギー表示の種類を積極的に宣伝している。韓国は、食物アレルギー表示の義務表示が最も多い国の1つであり、食物アレルギー表示の義務表示が最も多い国の1つであり、食物アレルギー表示の義務表示リストには、トマトや桃などの地域特性のある種類が表示される。

対照的に、中国の現在の「包装済み食品の表示の一般基準」では、食品会社が食物アレルギー表示を推奨しているため、混乱が生じ、消費者は表示の意味を理解できず、食物アレルギー表示の本来の意図を失い、食物アレルギーの予防は障害となる。「包装済み食品の表示の一般基準」には、食品アレルゲン表示規則が少し欠如するため、一部の食品会社はその機会を利用する。したがって、中国の食物アレルギー表示規則の改善は非常に重要である。

2、食物アレルギー表示の内容と表示付け要件を適時に更新する

中国の食物アレルギー表示の種類はタイムリーに更新される。食物アレルギー表示リストに関するより先進国の規制を見ると、日本、欧州連合、オーストラリア、韓国、およびその他の国や組織は、新しい食物アレルゲンの追加や食物アレルギー表示の調整し、さまざまな程度で食物アレルギー表示リストを変更し、部門から表示免除されなど更新する。中国の「包装済み食品の表示の一般基準」では、国際食品法で推奨されている8つの主要な食物アレルギー表示を規制された。中国の消費者にとっては、中国の消

費者の体格に適合しているかどうか、中国の消費者の状況を反映できるかどうかまだ見られない。だから、中国の食物アレルギー表示を更新することが不可欠である。

中国の食物アレルギー表示規制は、いくつかの先進国の優れた経験に基づき、地域特性を追加することができる。食物アレルゲンには多くの種類があり、その共通性と結果の重症度に応じ、食物アレルギー表示は義務表示や推奨表示に分けることができる。国際食品法で推奨される8種類の食物アレルギーは、強制表示内容として使用する。その他の食物アレルギーは、中国の消費者の特色な食物アレルギーに応じ、必須表示または推奨表示として決定する。食物アレルギー表示規制は、一度だけではなく、社会技術の進歩に伴い継続的に調整、補完されるべきである。

5-2-2 行政規制手法の役割を十分に活用する

「食品会社が食品包装に食物アレルギー表示を付けていない理由にかかる消費者の意見」の調査結果(表 4 - 6)で、「規制部門から要求無し」という理由は多くの理由で支持率が最も高い理由となっている。食品安全規制部門による食物アレルギー表示の要件は比較的低く、監督の程度は比較的緩いことが知られる。したがって、食品安全規制部門による食物アレルギー表示の管理を強化することは、食物アレルギー表示の強力的な保証となっている。

1、規制部門の責任と分業を明確にする

食物アレルギーの予防のために、規制から実施までの食物アレルギー表示の各段階には、対応する部門が責任を負う。欧州 EU の経験を利用し、食品医薬品規制局は食物アレルギー表示規則の更新において主導的な役割を果たしており、国家衛生委員会に食物アレルギー表示の完善性を現実的に実証するよう要請し、適時に表示種類などを調整する。

食品安全規制部門の責任を明確にする。行政性規制手法は、直接的かつ迅速な特性による市場の失敗を修正し、市場経済の発展を規制するための効果的な手段になっている。国家健康家族計画委員会を利用し、国勢調査と食物アレルギー調査を同時に実施し、中国の消費者の食物アレルギー状況を大規模に了解し、食物アレルギー表示の作成

に関する基本データを提供することができる。機能統合を前提として、食品安全規制部 門は分業と協力を行い、共同で食物アレルギーの予防に努める。

2、中国の食品安全体系を完善にする

既存の食品安全管理体系の下で、食品安全基準体系の改善を継続する。食品安全基準は国家基準、地域基準、および業界基準である。食物アレルギー表示は法律規制に合う。

国家食品安全基準として、GB7718-2011「包装済み食品の表示の一般基準」では、食品アレルギー表示を推奨表示が規定されている。これは、国家食品安全基準で初めて食物アレルギーを予防することの重要性を認識した。

5-2-3 社会規制手法の役割を十分に活用する

「食物アレルギーへの認識」から「食物アレルギー表示への関心程度」の調査結果 (表 4-2 から表 4-5) は、消費者の食物アレルギー表示への認識を改善する必要があ り、食品アレルゲン表示の規制方面で、消費者は幅広い高度な参加意欲を示している。 第三者機関あるいはマスコミは、社会的監督においてそれぞれの役割を果たす。

1、消費者の自己保護意識を高め、規制意欲を促す

消費者は自己保護認識の意識が高める。伝統的な食品安全管理の認識で、食品安全規制部門と食品会社に注目されており、食品安全利益に最も関連する消費者を無視している。消費者の権利と利益を保護することを重点に置き、消費者の責任は無視され、消費者の役割はまだ発揮されない。食品安全に関わる当事者とし、消費者の利点は、食品安全行動の規制役という他の部門や機関に取って代わらないになる。日本で、消費者に対する責任と役割は、法律規制の形で具体化され、消費者に食品安全における責任と義務を認識させ、周囲の食品安全問題を積極的に発見する。これは、政府の規制当局にとって有益である。これは、政府の規制部門による違法行為の検出と食品会社による不正行為の適時な修正に役立ち、食品業界の健全な発展を促進する。

消費者は食品安全関連知識の学習を強化する。学校教育においてより体系的で完善な 食品安全知識学習体系を確立し、社会教育においてさまざまな宣伝方法を使用して食品 安全知識を再配布する。体系的かつ専門的な食品安全知識の学習を通じ、食品安全の認識を高め、日常生活における食品安全事件を特定して対処する能力を持っている。

2、食物アレルギーの予防における第三者機関の参与度を改善する

政府は、第三者機関への支持を強化する。第三者機関は政府から独立しているが、政府の支援は第三者機関の発展を促進する上で積極的な役割を果たしている。第三者機関の発展は、法律規制の権利と利益の保護、独自能力の構築、宣伝の発展に依存する。ただし、第三者機関は政府の規制から切り離して発展させるではない。第三者機関への指導と規制は、その健全な発展の保証である。

3、食物アレルギーの知識を広める上でのマスコミの役割を十分に発揮する

メディアを使用し、食物アレルギー関連の知識を宣伝するのが得意である。伝統的なメディア(新聞、ラジオ、テレビ)は、その厳格さ、権威、および深刻さでマスコメ分野の一つ所を占めている。ただし、伝統的なメディアは空間と時間によって制限されている。現時点、インターネット技術のサポートにより、新しいオンラインメディアはより強力になり、時間と空間の制限を打ち破り、消費者の日常生活と密接に結びついている。Webニュース、WeChat、Weiboなどのインスタントメッセージングにより、ニュースの配信が便利かつ迅速になる。宣伝の焦点は、日常生活の知識、食品安全事件のニュース、進捗状況などのリアルタイムコンテンツのプッシュに置くことができる。新たなオンラインメディアは、利便性をもたらしながらさまざまな問題を引き起こす。たとえば、証明されていない虚偽事件自体を誇張し、消費者のパニックを引き起こす可能性がある。

伝統メディアと新メディアを組み合わせ、それぞれの利点を利用し、さまざまな角度 から食物アレルギーと食品安全の知識を促進する。

5-2-4 経済規制手法の役割を十分に活用する

「食物アレルギー表示による食品価格の上昇が購買行動に与える影響」の調査結果 (表 4-7) からわかるのは、価格水準が消費者の選択に影響を及ぼし、最終的に食品会社 が経済的利益のため食物アレルギー表示を無視することである。 経済規制手法を使用し、食品会社を選別および指導し、食品会社が食物アレルギー表示を開発計画に組み込むことを励ます。

1、市場参入メカニズムは、食物アレルギーを防ぐための前提条件である

食品生産者と経営者は経済的利益のため「自己約束」に駆り立てることは、経済規制の主要役割の集中的な表現である。これは食品会社間の競争の平等性と適切性を確保するための食品会社の市場参入メカニズムの確立に依存する⁵⁴。

食品会社に沿った市場参入メカニズムを開発する。食品は日用品であり、食品の安全性は消費者の健康、食品市場の発展、国の安定に関係している。市場参入メカニズムは業界の最低基準であり、食品分野では、より高基準の食品会社が市場参入メカニズムに参入すると食品の安全性を確保するための第一歩である。食品業界に市場参入メカニズムを実施することは、食品会社が詐欺を防ぐだけでなく、食品業界に市場参入する際、食物アレルギー表示を付き要求ができる。承認された食品会社のみが市場に参入できるため、食品会社の投機的行動が減少し、食品会社が参入する際に食物アレルギー表示が作成され、消費者が食物にアレルギーを起こすのを効果的に防ぐことができる。

2、価格メカニズムは、食品会社の利益に対する条件付き保証である

政府は、賞罰メカニズムに適切な変更を加え、良い業績の食品会社に悪い会社の経済的罰則を報奨し、食品業界で適者生存を促進する。適切な価格メカニズムは、食品会社の利益収入を増やし、食品産業の安定した発展を促進することができる。価格メカニズムでは、コストと価格の差が企業によって得られる利益である。食品会社が得る利益の量は、政府はどの価格メカニズムの選択に依存する。生活必需品である食品として、政府は食品需要を確保するために最高の販売価格を管理することがよくあり、最高価格メカニズムの下では、食品会社がより多くの利益を上げたい場合、売り上げを増やすことしかできない。中国では食物アレルギー表示が推奨表示されている。食品会社は、この機会を利用し、食物アレルギー表示に積極的に付けると、同じ価格で、消費者は食物ア

⁵⁴ 刘暢、趙心イン「論我が国食品安全の経済性規制」THEORETIAL INVESTIGATION、2012 年第 5 期 (総第 168 期),1000-8594(2012)05-0098-04

レルギー表示つけの食品を好むと推断できる。これは食品会社の売上の増加と口コミの 普及に大きな影響を及ぼす。

価格メカニズムの補足として、賞罰メカニズムを使用する。良い賞罰メカニズムを確立すると、食品会社に自分自身または他の食品会社を規制するように促す。政府は食品会社の経営規制では、規制違反した食品会社に対して経済的な懲罰措置が講じられており、表現良い食品会社に対する奨励はあげない。

5-2-5 総合的規制手法を活用する

法律規制手法は食物アレルギー表示付けの基本基準であり、行政規制手法は食物アレルギー表示付けの効果的な保証であり、社会規制手法は食物アレルギー表示付けの全体的な監督であり、経済規制手法は食物アレルギー表示の前期準備である。

食物アレルギーを予防するための対策の中で、食物アレルギー表示は最も簡単で直接的かつ効果的な方法である。さまざまな規制手法はさまざまな機能を持ち、食物アレルギー表示の実現に不可欠な役割を果たす。さまざまな規制手法の範囲が重複している可能性があり、実際応用では、規制手法の合理的な選択に注意を払うと、直面する問題を適切に解決できる。規制手法は食品安全規制の分野で使用されてきた。さまざまな規制手法にはその使用範囲と特徴があり、異なる規制手法は規制目的に反対の影響を与える可能性がある。したがって、規制手法を合理的かつ適切に組み合わせる方法は、食品安全規制機関が考えるべき重要なポイントである。

第6章 おわりに

6-1 結論

2011年4月、中国政府は北京市の地方標準DB11/Z521-2008を元に、国家食品表示基準GB7718-2011「包装済み食品の表示の一般基準」を発行し、2013年にアレルギー表示を開始することを推奨した。しかし、通則の施行から今まで約10年の間に、食物アレルギーを含む食品に食物アレルギー情報を表示した食品会社はごくわずかであり、その表示付け内容はさまざまな形式であるため、食物アレルギー表示は無秩序な状態であり、消費者は表示と表示の意図を理解することは難しい。

中国および諸外国の食物アレルギー表示と食品安全規制に関する調査と比較分析をふまえ、食物アレルギーと食物アレルギー表示に対する中国消費者の認識を明らかにすることである。さらに、諸外国の規制手段を参考に、中国の食物アレルギー表示管理の問題点を踏まえて対策を提案する。研究方法としては、第一に、国内外の資料や、食品安全関連の文献を調査し、中国と諸外国の食物アレルギー表示規制の比較分析を行い、食品安全規制の概念とアレルギー表示規制方法を整理する。第二に、中国消費者に対する食物アレルギー表示への認識、態度、行動、および関連する知識のアンケート調査を実施し、食物アレルギー表示に対する消費者の認識を明らかにする。第三に、諸外国の食品安全規制の概念とアレルギー表示規制方法と中国消費者の調査結果から、中国の食物アレルギー表示管理の問題点と対策を提案する。

諸外国と中国の食物アレルギー表示規制に関する比較分析の結果、中国の食物アレルギー表示の規制はまだ推奨表示であり探索段階にとどまっている。先進国の規制から、科学的データに基づく規制、消費者の監督、国を超えた地域共通の規制、特定の食物の指定などを導入することで、中国の食物アレルギー表示規制は改善される可能性がある。

2020年12月16日-26日に、中国の消費者を対象として、食物アレルギーとその表示に対する認識についてインターネットでアンケートを実施した。635件の回答を回収し、

件を有効とした(有効回答率 91.97%)。分析には SPSSAU(Version 20.0)を用いて、統計的記述と X^2 の検証を行った。アンケートの結果、食物アレルギーについては回答者の 56.69% (n=331) が知っていた。回答者の 41.95% (n=245) は特定の食品がアレルギー反応を引き起こす可能性があることを明確に知っていた。回答者の 78.42% (n=458) は食物アレルギー蕁麻疹/喘息/嘔吐/下痢、さらにはショックなどのアレルギー反応を引き起こす可能性があることを知っていた。食品を購入する際包装に付いた食物アレルギー表示を見る人は、33.90% (n=198) であった。食品会社が食品包装に食物アレルギー表示を付けていない理由(複数選択)は、「関連する法律法規なし」(76.02% n=444)と「規制部門からの要求なし」(72.77% n=425)が主な理由として選ばれた。また、31.16% (n=182) が、食物アレルギー表示により食品の価格が上昇した場合は購入しないと回答した。

食品安全規制手法の選択と統合は、諸外国の経験を単に模倣することはできない。諸外国の規制と消費者調査の結果を組み合わせ、中国の食物アレルギー表示管理の問題点を踏まえ、次の対策を提案する。法律規制手法を果たすとき、政府は諸外国の規制を参考に食物アレルギー表示の内容と要件を更新し、中国に適した解決策を見つける。行政規制手法においては、政府は規制監督部門の責任と管理を明確にし、中国の食品安全管理体系を完善させる。社会規制手法とは、政府は消費者の参加意欲を深め、食物アレルギーの予防における第三者機関の地位を向上させ、食物アレルギーの教育においてマスコミが役割を果たす。経済規制手法として、食物アレルギーを防ぐための市場参入メカニズムと食品会社の利益保証のための価格メカニズムがある。

6-2 今後の課題

この論文の研究の今後の課題 として、まず、海外で食物アレルギー表示規制に関する調査と分析を行う場合、米国、欧州連合、日本、オーストラリア、韓国を含む4か 国と欧州連合の1つの組織のみが研究対象として選ばれ、食物アレルギー表示に関する 他国の規制について可能な限り詳しく説明していない。

第二に、この論文のアンケートには科学性がわずかに欠けている。オンラインアンケートの形で、回収の量と質両方とも理想的ではなかった。

今後の研究では、アンケート調査の範囲を拡大し、食物アレルギー表示管理がより多くの教訓を見つけることができるようにする。中国の食物アレルギー表示に対する消費者の意識のレベルを理解する上で、調査結果をより代表的なものにするために、アンケートを科学的に策定する。

謝辞

時間が経つにつれ、東京海洋大学の大学院生としての生活は終わりを告げています。 絶えず鍵盤を叩く音は、今の静かな夜の中で最もリズミカルな律動になっています。 いつでも本能的に時間とチャンスがあると感じていますが、ご存知の様に、ここまで 書いていると、時間の経過が砂時計の様で、止まるのを待たないことに気づきます。

ここ数年、良い時も悪い時も、温かい人たちに励まされ、支えられてきました。これ が私の最大の褒賞です。

3年間の研究生活は短くありません。小川先生は私に学問励ましと指導を与えてくれただけでなく、広大な学問の海で方向と目標を見つけることができるように学業の発展の方向性を教えてくれました。同時に、私の日本生活を世話してくれ、さまざまな細心の注意を払ってくれました。昨日の色々を思い出して、小川先生に心から感謝しており、教えは決して忘れられません。

本研究を行うにあたり、熱心なご指導かつ様々なご助言をいただきました東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科食品流通安全管理専攻の小川美香子准教授に厚く御礼申し上げます。

また、濱田奈保子教授、中川雄二教授、婁小波教授にも、心から感謝いたします。適切なご意見をいただい、長期にわたる丁寧なご指導をいただき、心より御礼申し上げます。

最後に、本研究を行うにあたり、ご指導、ご協力いただきました食品流通安全管理専攻の先生、先輩、小川ゼミの皆様、同級生の皆様、いつも温かく支援してくれた家族に心より感謝しております。

参考文献

- 1. Alessandro Fiocchi, MD and Vincenzo Fierro, Education of Food Allergy, Posted: March 2017, WAO, https://www.worldallergy.org/education-and-programs/education/allergic-disease-resource-center/professionals/food-allergy
- 2. Grimshaw KE, Bryant T, Oliver EM, et al. Incidence and risk factors for food hypersensitivity in UK infants: results from a birth cohort study. Clin Transl Allergy. 2016 Jan 26; 6:1
- 3. SGS TO HOST EXCLUSIVE SESSION ON FOOD ALLERGEN MANAGEMENT AT GFSI GLOBAL CONFERENCE 2014, https://www.sgs.com/en/news/2014/01/sgs-to-host-exclusive-session-on-food-allergen-management-at-gfsi-global-conference-2014
- 4. 農林水産省「各国の食品・添加物等の規格基準」https://www.shokuhin-kikaku.info/table.html
- 5. 「精検測 重管理 食物アレルギー問題について研討会在京召开」《中国食品報》 (2020年12月2日04版、http://www.foodscn.cn/jianguan/5779
 - 6. 中国国家統計局「中国衛生健康統計年鑑|2013年-2018年
 - 7. 国務院報道弁公室,「2019年国民経済運営記者会見」,2020年1月17日開催
- 8. 王愛君, 孟潘, 「外国政府規制理論研究の進化の糸と啓蒙」 [J]. 山東工商学院ジャーナル, 2014, 01:109-113.
- 9. 彭述輝, 陳芸勤, 「食品安全情報管理のゲーム理論と分析」[J]. 安徽農業科学, 2009, 10:4728-4730+4733.
- 10. 崔徳華,政府規制の管理的側面について[J]. 福建論壇(社会化学版),2011,05:150-155.
- 11. 劉録民, 食品安全監督表現評価方法の調査[J]. 広西大学ジャーナル(哲学および社会科学版), 2009, 4:5-9
 - 12. 植草益「公的規制の経済学」(1991)
- 13. 劉雪涛, 食品表示にアレルギー成分の明示に関する議論[J]. 中国標準化, 2007, 12:19-22.
- 14. MENG LI, FOOD ALLERGEN LABELING DURING THE 2008 BEIJING OLYMPICS AND PARALYMPICS AND BEYOND, trend in Food Science & Technology 20 (2009), 100–102, 筆者訳「2008 年北京オリンピックおよびパラリンピックおよびそれ以降の食物アレルギー表示」
- 15. ZHENG YING, et.al, Management of food allergens in Japan and its revelation for China[J]. Food Science, 2016, 37(3):253-257. 筆者訳「日本における食物アレルギーの管理と中国への啓示」
- 16. Sheth SS, Waserman S, Kagan R. Role of food labels in accidental exposures in food-allergic individuals in Canada. Annals of Allergy Asthma & Immuno-logy [J], 2010, 104(1):60-65.

- 17. Gendel SM. Comparison of international food allergen labeling regulations. Regulatory Toxicology and Pharmacology [J], 2012, 63(2):279-285
- 18. Katrina JA, Paul JT, Ruby P. Precautionary labelling of foods for allergen content: Are we ready for a global framework? [J]. World Allergy Organization Journal, 2014, 7(1):10.
- 19. 北京地方標準 DB11/Z521-2008「オリンピック食品安全-食物アレルギー表示」(2008) 北京市政府
 - 20. GB7718-2011「包装済み食品の表示の一般基準」(2011年4月)衛生行政部門公表
- 21. Xu Huishi, Law Reform and Results Analyze of the Social Regulation, Hebei Law, 1002-3933 (2006) 07-0057-03 (2006)
- 22. Yu Li, Xiao Xingzhi. Overview of the Development of Regulation Theory [J]. Research on Financial Issues, 2001, 01:17-24
 - 23. 謝地. 政府規制経済学[M], 北京高等教育出版社, 2003 年
 - 24. World health Organization. The Constitution of World health Organization[Z]. 1946
- 25. The United States Congress. United States Code [EB/OL]. (2010) [2015–9–21]. https://www.fda.gov/regulatory-information/laws-enforced-fda
- 26. European Commission. Food Safety: Overview [EB/OL]. [2015-9-21] https://ec.europa.eu/food/overview_en
- 27. 「厚生労働省ホームページ」食品衛生法 https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000233
- 28. Food Standards Australia New Zealand, Food allergies. https://www.foodstandards.gov.au/consumer/foodallergies/Pages/default.aspx
- 29. 中華人民共和国食品安全法(主席令第二十一号), http://www.gov.cn/zhengce/2015-04/25/content_2853643. htm
- 30. 中華人民共和国食品安全法改正全文(仮訳)、2015年11月、日本貿易振興機構(ジェト
- \Box) https://www. jetro. go. jp/ext_images/_Reports/02/a4e2198aab9fbd50/201511rp_ch_foodlaw_trans_rev. pdf
- 31. 松本隆志,「国内のアレルゲン表示の動向-表示推奨へのアーモンドの追加」,「冷凍」雑誌, 2020 年 01 月号
 - 32. 「Web MD ホームページ」https://www.webmd.com/allergies/food-allergy-intolerances
- 33. 「FDA ホームページ」, FALCPA, https://www.fda.gov/food/food-allergensgluten-free-guidance-documents-regulatory-information/food-allergen-labeling-and-consumer-protection-act-2004-falcpa
- 34. 「FDA ホームページ」, Current Good Manufacturing Practice (CGMP)
 Regulations, https://www.fda.gov/drugs/pharmaceutical-quality-resources/current-good-manufacturing-practice-cgmp-regulations
- 35. 消費者庁食品表示課,「表示することとなった主な理由経緯について」平成23年12, https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/other/review_meeting_002/pdf/111219sankou-a.pdf

- 36. 消費者庁ホームページ,「食品表示法等(法令及び一元化情報)」 https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/
- 37. 「日本消費者庁ホームページ」、アレルギー表示に関する情報 https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/
- 38. 「食品法通則」Regulation(EC) No. 178/2002 General Principles of Food Law, https://www.fsai.ie/uploadedFiles/Legislation/Food_Legislation_Links/General_Principles_of_Food_Law/Reg178_2002.pdf
- 39. 欧州食品表示規制 Regulation (EU) No 1169/2011 of the European Parliament and of the Council, https://www.legislation.gov.uk/eur/2011/1169/contents
- 40. UK 食品標準局 FSA 食物過敏症チーム, Food Allergy and Intolerance Training, Introduction, https://allergytraining.food.gov.uk/
- 41. 食品標準局 FSA, Guidance Food labelling: giving food information to consumers, https://www.gov.uk/guidance/food-labelling-giving-food-information-to-consumers#enforcement-for-brexit-label-changes
 - 42. SA Dept. Health. Food Act Report: Year ending 30 June 2010. 2010:36
- 43. Osborne et al. Prevalence of challenge-proven IgE-mediated food allergy using population-based sampling and predetermined challenge criteria in infants. J Allergy Clin Immunolol 2011; 127: 668-676
- 44. 「食品基準機関 FSANZ ホームページ」 food allergies and food intolerances, Last updated: 2 September 2020,

https://www.foodstandards.gov.au/consumer/foodallergies/allergies/Pages/default.aspx

45. 「食品基準機関 FSANZ ホームページ」, Food recall statistics, Australia only, January 2020,

https://www.foodstandards.gov.au/industry/foodrecalls/recallstats/Pages/default.aspx

46. 韓國食品藥品安全部 MFDS, Food Labeling System,

https://www.mfds.go.kr/eng/wpge/m_14/de0110051001.do

- 47. 日本貿易振興機構(ジェトロ)「韓国食品の表示基準」2017年8月, https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/kr/law/pdf/foodlabeling.pdf
 - 48. 周俊. 「アンケートデータ分析」破解 SPSS 的六類分析思路[M]. 電子工学出版社, 2017.
- 49. Eisinga R, Te Grotenhuis M, Pelzer B. The reliability of a two-item scale: Pearson, Cronbach, or Spearman-Brown[J]. International Journal of Public Health, 2013, 58(4):637-642.
- 50. The SPSSAU project (2020). SPSSAU. (Version 20.0) [Online Application Software]. Retrieved from https://www.spssau.com
- 51. YAN Rui, LI Kun, CHENG Jing-min, et al. Awareness of food allergen labeling among the public in China[J]. Chinese Journal of Public Health, 2016, 32(2): 159-162
- 52. 馮巧蓮,堀口逸子,丸井英二,乳幼児を持つ母親の食と健康に関するリスク認知,民族衛生,2011,77巻,2号,p. 56-62,公開日 2011/05/31,Online ISSN 1882-868X,Print ISSN 0368-9395

- 53. 今井孝成, 小俣貴嗣, 栗田富美子, 富川盛光, 田知本寛, 宿谷明紀, 海老澤元宏, 食品衛生法 -アレルギー物質を含む食品に関する表示- 施行後の患者意識調査, 日本小児アレルギー学会誌, 2005, 19 巻, 3 号, p. 247-253, 公開日 2010/08/05, Online ISSN 1882-2738, Print ISSN 0914-2649,
 - 54. 村上雅人 「なるほど統計学」 海鳴社 (2002)
- 55. 刘暢、趙心イン「論我が国食品安全の経済性規制」THEORETIAL INVESTIGATION、2012 年第5期(総第168期),1000—8594(2012)05—0098—04

添付資料

食品安全アンケート調査

こんにちは、食品安全に関する消費者問題についてのアンケートです。 このアンケートの目的は、あなたのニーズに配慮し、あなたの声を理解し、そして私たちの国の食品安全をより良く確保するための提案をすることです。 調査は匿名で行われ、個人情報は開示されません。 質問事項を正直に記入し、対応する回答をマークまたは記入してください。ご協力ありがとうございます。

一、個人基本情報

性別	男	女		
年齢	<18	26 [~] 30	41~50	60
層	18 [~] 25	31~40	51~60	
最終 学歴	高校 以下	大学	大学院	
職業	公務 員 家 事 業 位	民間企業・ 外国企業	個人経営者	
	営農	学生	そのた	
あなた 職業は食 と関連し すか	品は	いいえ		
家庭 常住人 口	1人	2 人	3 人以上	
月額 世帯収 入 (元)	<3000	3000-5000	>5000	
家庭一/ 当たり月初 食品支出。 収入の比望	額 <4 と 0%	40%-60%	>60%	

二、食物アレルギーへの認識調査

	明確に 理解する	知る	わから ない	知らな い
食物アレルギーを知っていますか				
牛乳や魚介類などの特定の食品が一部の 人々にアレルギー反応を引き起こす可能性 がある				
食物アレルギーは、じんま疹/喘息/嘔吐 /下痢、さらにはショックなどのアレルギ 一反応を引き起こす可能性があることをご 存知ですか(%)				

食品会社が食品包装に食物アレルギー表示を付けていない理由									
製造コスト問	関連する法律	規制部門から	消費者からの	そのた					
題	法規なし	の要求無し	苦情なし	-C 07/C					
食品を購入す	食品を購入する際、パッケージにアレルゲンが含まれていないか注意していますか?								
よく関心ある	関心ある	普通に	あまり関心な し	関心なし					
食物アレルギー表示により食品の価格が上昇した場合、購入しますか									
買わない	ほとんど買わ ない	どうでもいい	多分買う	買う					